



パークマネジメント推進方針

～多様な主体との連携による公園緑地の利活用と管理運営の基本的な考え方～

令和3年3月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

～目 次～

第1章 パークマネジメント推進方針の策定にあたって

1 策定の背景・目的	2
2 公園緑地を取り巻く最近の動向	
(1) 公園緑地を取り巻く国の主な動き	3
(2) 本市における主な関連施策	3
(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響への対応	4
3 位置づけ	5

第2章 本市の公園緑地の現状と課題

1 公園緑地の現状	
(1) 公園緑地の利用状況	6
(2) 公園緑地の管理状況	10
(3) 公園緑地の設置状況	13
(4) サウンディング調査（民間事業者等ニーズ）	14
2 公園緑地の抱える主な課題	16

第3章 パークマネジメント推進方針

1 基本的な考え方・取組の方向性等	
(1) パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方	17
(2) パークマネジメント推進方針の取組の方向性	18
(3) 取組内容	
【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化	
#1：民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大	19
#2：保全緑地における利活用と保全の好循環の創出	20
#3：多様な分野の取組と連携した利活用の促進	22
#4：様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進	23
【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営	
#5：市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大	24
#6：包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用	26
#7：運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上	28
#8：公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減	30
【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり	
#9：民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進	32
2 主な対象公園緑地	37

資料編

1 公園緑地の概況	
(1) 公園緑地の設置箇所数・管理面積の現状	38
(2) 本市の公園緑地の紹介	39
2 公園緑地の管理運営手法等	
(1) 地域との協働による管理	41
(2) 公園緑地の管理運営手法	41
3 川崎市の緑について（かわさき市民アンケート）	
(1) アンケート概要	42
(2) かわさき市民アンケート結果（単純集計）	42
4 川崎市長の基本計画・実施計画との対応関係	46
5 策定体制	47

1 策定の背景・目的

都市における貴重なオープンスペースである公園緑地は、健康増進やレクリエーションの場の提供はもとより、防災性の向上、環境維持・改善効果、子育て・教育環境の向上、コミュニティの形成、さらには観光資源となるなど、多面的な機能を有しています。

本市では、多摩丘陵や多摩川などの豊富な自然環境資源、特徴ある公園緑地など、多様で広域性のある緑が広がっており、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、市民との協働や民間企業等の多様な主体との連携による、緑の保全や創出、育成、活用に取り組んできたところです。

一方、近年の少子高齢化の更なる進展、都市インフラの老朽化、町内会、自治会等の地域コミュニティにおける高齢化の顕在化といった社会状況の変化や厳しい財政状況の中で、維持管理が十分に行き届かなくなることによる公園緑地の維持管理水準・機能の低下や整備から年数が経過することによる公園施設の老朽化の進行などに対して、維持管理に係る行政負担の増大などの問題が顕在化してきています。また、公園緑地の日常的な維持管理を支える協働の担い手である地域の活動団体の高齢化や後継者不足による活動の継続性の確保などの課題に直面しています。

加えて、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などにより、社会状況が大きく変容する中で、災害時や非常時における公園緑地を含む緑とオープンスペースの持つグリーンインフラとしての価値が再認識されるとともに、今後は、平時においても市民のライフスタイルの変化や多様化する市民ニーズに対応し、日常生活に溶け込んだ様々な活動の場としての利活用が求められています。

このような公園緑地を取り巻く様々な状況の変化に柔軟に対応していくため、行政のみならず、市民、地域の活動団体、NPO、学校、企業等のあらゆる主体がそれぞれの強みを活かして効果的に連携しながら、公園緑地という緑のストックのこれまで以上に柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組んでいくことが必要となっています。

以上を踏まえて、公園緑地において今後取り組むべき方向性やその必要性をあらゆる主体が共有し、地域の特性やニーズに応じて、公園緑地の持つポテンシャルや多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために引き出し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るため、「パークマネジメント推進方針」を策定するものです。

2 公園緑地を取り巻く最近の動向

(1) 公園緑地を取り巻く国の主な動き

・ 新たな都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成28（2016）年5月）

国土交通省は、平成28（2016）年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表しました。報告書では、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方において、「新たなステージ」へ移行すべきとした上で、新たな視点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの視点が示されています。

・ 都市公園法の改正（平成29（2017）年6月）

平成29（2017）年の法改正により、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、PFI（公募設置管理制度）の創設や都市公園内保育所の全国措置化、公園を活性化する協議会の設置等が盛り込まれました。

・ 都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会（令和元（2019）年6月）

産学官のメンバーで構成される都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会（座長：浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授）が、令和元（2019）年6月に、官民のパブリックな空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォークアブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら官民一体となった「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成による都市の再生に向けた提言をとりまとめています。居心地が良く歩きたくなるまちなかのイメージとして、WEDO（Walkable：歩きたくなる、Eye level：まちに開かれた1階、Diversity：多様な人の多様な用途、使い方、Open：開かれた空間が心地よい）の考え方が示されています。

・ 都市再生特別措置法等の改正（令和2（2020）年9月）

街路、広場、公園、民間空地等の官民の公共空間を、まちづくり全体の中で一体として捉え、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による魅力的なまちづくりに向けて、市町村が作成した都市再生整備計画において、滞在快適性等向上区域を設定し、当該区域内で官民一体となって取り組む公共空間の創出のための事業や都市公園の活用などに対する特例措置が盛り込まれました。また、都市公園においては、看板、広告塔などの占用の特例や公園施設設置管理協定制度などの新たな制度が創設されました。

(2) 本市における主な関連施策

・ 「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方について（平成31（2019）年2月）

本市施設の最適な維持管理や活用等を行い、必要な行政サービスの提供や施設利用者の安全・安心を確保するとともに、財政負担の縮減による多様な市民ニーズに対応した行政サービスの財源確保を目指して、本市の資産マネジメントの基本的な視点や考え方、取組を示したものです。現在の第2期は、「戦略1 施設の長寿命化」の重点取組期間としていますが、第3期は、「戦略2 資産保有の最適化」の「第4期」取組準備期間と位置づけており、国が示す課題認識等を踏まえ、今後、「戦略2 資産保有の最適化」に関する検討を重点的に進めていく必要があることから、「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方をとりまとめたものであり、各施設の更新等にあたっては、本考え方に示す内容を踏まえた検討を行うこととします。

2 公園緑地を取り巻く最近の動向

・ 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針（平成31（2019）年2月）

平成27（2015）年に国際連合において採択された、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である、持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて掲げられている、17のゴール（目標）と169のターゲットを示した持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、本市自らが積極的に取組を進めていくための姿勢や基本的な考え方、方向性を定めたものです。公園緑地においては、防災機能の向上や協働の取組の推進、魅力ある公園づくり等の取組を進める中で、SDGs達成に寄与した取組を進めています。

・ 川崎市これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて、「希望のシナリオ」（概ね10年後の川崎市が目指す持続可能な都市型コミュニティ）を実現していくための施策の方向性を示したものです。誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間わず、多様な地域資源を活用して多様なつながりを生む「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組むとともに、市民のつながりの向上を図っていくことを掲げています。

・ 民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2（2020）年3月）

本市の総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本方針」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示したものです。市民サービスの提供等における本市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定しています。

（3）新型コロナウイルス感染症の拡大の影響への対応

・ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（令和2（2020）年8月）

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の拡大が、人々の日常生活のみならず、経済社会のあり方、人々の行動様式・意識など、多方面に甚大な影響を与え、いわゆる「ニューノーマル」への移行の見方が強い中で、新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性を検討するため、新型コロナ危機の収束後も意識し、様々な分野の有識者からの意見を踏まえて、今後の都市のあり方の変化や都市政策はどうなるべきかについて論点を整理しました。

都市政策の大きな方向性として5つの論点ごとに整理されており、論点の一つとして公園緑地を含むオープンスペースについて、「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避する観点、テレワークにより自宅近くで過ごす時間が増え、身近な憩い空間の重要性が再認識された中で、今後のあり方と新しい政策の方向性が整理されています。

具体的には、新型コロナ危機を契機として、緑とオープンスペースの重要性が再認識される中で、利用形態の多様化や柔軟な活用に対するニーズの高まりを踏まえた今後の方向性として、「グリーンインフラとしての緑とオープンスペースの戦略的活用・充足」、「まちなかの様々な緑とオープンスペースの総合的な活用」、「地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用」の観点から今後検討を深めていく必要があると整理されています。

3 位置づけ

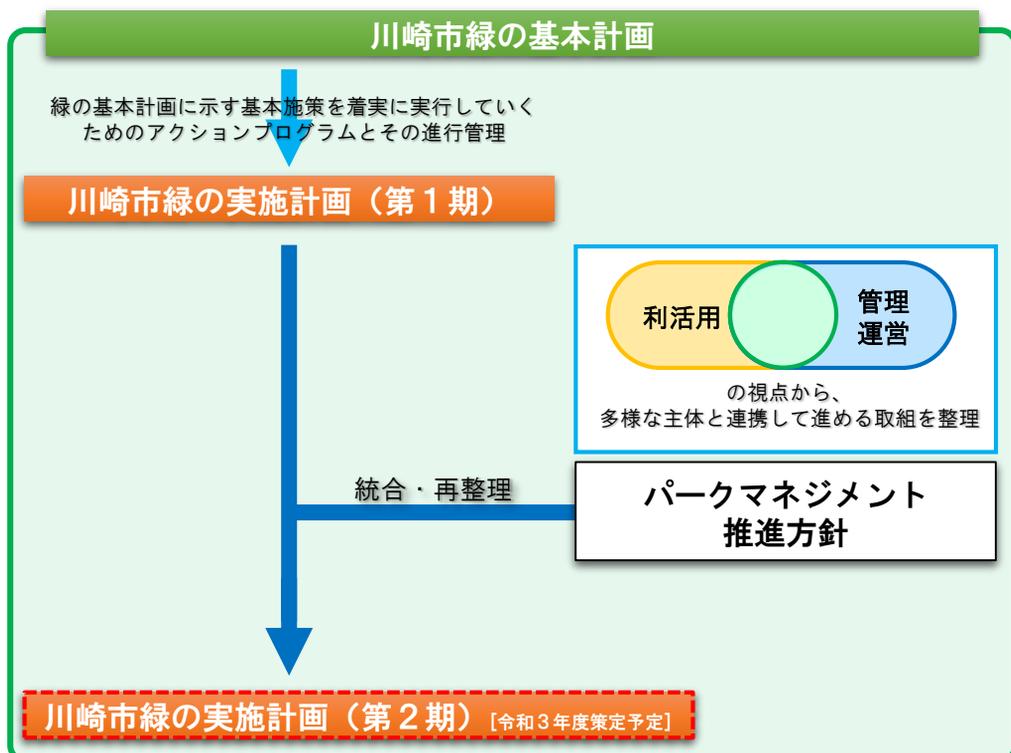
本市では、川崎市緑の基本計画（以下、「緑の基本計画」）に基づき、緑の保全及び緑化の推進、公園緑地の整備等に関する取組を総合的に推進し、市民や民間企業等との協働・連携により、緑ある暮らしの創造や緑の市民文化の醸成に取り組んでいます。また、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4箇年を計画期間とする緑の実施計画（第1期）を策定し、緑の基本計画に示された3つの基本施策を支える実施施策を推進する各事業を対象に進行管理を行い、基本施策と緑の施策目標を着実に実行しながら、緑の保全、創出、育成及び活用を進めているところです。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や都市公園における制度改正などによる、市民や民間事業者の公園緑地を含む緑とオープンスペースへの価値の再認識やニーズの多様化といった急速な社会状況の変化が起きており、このような状況の変化に対応するためには、行政のみならず、民間事業者等をはじめとした多様な主体と連携し、公園緑地のさらなる柔軟かつ多様な利活用の推進や持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けた取組を早急に実行していく必要があります。

このような公園緑地を取り巻く社会状況の変化に対応するため、緑の実施計画において取組を進めている実施施策のうち、多様な主体との連携による公園緑地の利活用と管理運営の基本的な考え方や取組の方向性を整理し、令和3（2021）年度に予定している緑の実施計画（第2期）策定に先行して本方針をとりまとめるものです。

なお、本方針については、緑の実施計画（第1期）の評価・点検を踏まえた各事業や施策の見直しとあわせて、緑の実施計画（第2期）策定時に統合・再整理を行います。

本方針の位置付け（イメージ）



1 公園緑地の現状

(1) 公園緑地の利用状況

①公園緑地の日常的な利用状況

・公園緑地の日常的な利用状況について、令和2（2020）年度に実施したかわさき市民アンケートから、「散歩やジョギング、ラジオ体操など自分の体を動かす」が40.3%と最も高くなっています。次いで、「子どもや孫を遊ばせに行く（25.7%）」「自然観賞や食事、休憩、友人等と会話をする（22.7%）」「地域のお祭りやイベントに参加する（19.1%）」という結果となりました。

・公園緑地は、地域住民の運動や自然観賞、レクリエーション、スポーツなどの場として日常的に利用されている一方、一部の公園緑地では、ボール遊びなどによる近隣への騒音や利用者間のトラブルなど、公園利用に対する意見も寄せられており、自由な遊びが制限され、魅力が減少している公園緑地も出てきています。

公園緑地における活動状況[複数回答可] ※市民アンケート回答者：1,500人

活動内容	基数（人）	構成比（%）
散歩やジョギング、ラジオ体操など自分の体を動かす	605	40.3%
子どもや孫を遊ばせに行く	385	25.7%
自然観賞や食事、休憩、友人等と会話をする	340	22.7%
地域のお祭りやイベントに参加する	287	19.1%
スポーツ観戦や博物館などの公園内施設を利用する	188	12.5%
仲間と野球やサッカー、テニスなどのスポーツをする	161	10.7%
公園の除草や花壇の花植えなど、ボランティア活動をする	43	2.9%
その他	6	0.4%
利用しない	483	32.2%

1 公園緑地の現状

②公園緑地に対する市民ニーズ

・公園緑地に最も求めるもの（最も充実してほしいもの）について、令和2（2020）年度に実施したかわさき市民アンケートから、「散歩やジョギングがしやすい園路や多目的に使える広場」が21.5%と最も高くなっています。

次いで、「安心して利用できるトイレ、授乳室などのアメニティ施設（16.2%）」「ベンチやあずまや（休憩用の屋根付きの建物）などの休憩スポット（13.9%）」「レストランやカフェ、コンビニ、自販機などの飲食、物販施設があり、週末には飲食や物販などのイベント行われている（10.1%）」という結果となりました。

・公園緑地に求められる機能として、園路、広場やトイレ、休憩施設など公園緑地の基本的な機能を求める声が多かったことに加え、カフェ、レストランといった便益施設のニーズも一定程度あることがわかります。

また、樹林地をそのまま活かした自然体験やオープンスペースを活用したコワーキングスペースなど、新たな利活用ニーズが生まれています。

公園緑地に最も求めるもの（最も充実してほしいもの）[1つ選択]

選択肢	基数（人）	構成比（%）
散歩やジョギングがしやすい園路や多目的に使える広場がある	322	21.5%
安心して利用できるトイレ、授乳室などのアメニティ施設がある	243	16.2%
ベンチやあずまや（休憩用の屋根付きの建物）などの休憩スポットがある	209	13.9%
レストランやカフェ、コンビニ、自販機などの飲食、物販施設があり、週末には飲食や物販などのイベントが行われている	152	10.1%
手入れの行き届いた木々や芝生、花壇などの緑がある	132	8.8%
アウトドア・レジャー用の施設があり、樹林地等をそのまま活用した自然体験・学習イベントが行われている	78	5.2%
さまざまな種類の遊具が充実している	43	2.9%
野球場やサッカー場、スケートボード、BMXなど専用のスポーツ施設があり、スポーツ教室などが行われている	35	2.3%
地域交流施設やコワーキングスペースなど、多目的に利用できる施設がある	32	2.1%
その他	9	0.6%
特になし	245	16.3%
合計	1500	100.0%

1 公園緑地の現状

③公園緑地におけるイベント等での利用状況

・公園緑地は、地域の団体等の多様な主体がイベント等に広く活用できる場です。公園緑地におけるイベント等で利用状況について、公園内行為許可で分類すると、地域の団体によるお祭り等（全体の20.4%にあたる357件）や幼稚園、小学校等の教育機関による遠足や運動会等（全体の24.3%にあたる427件）に多く利用されています。

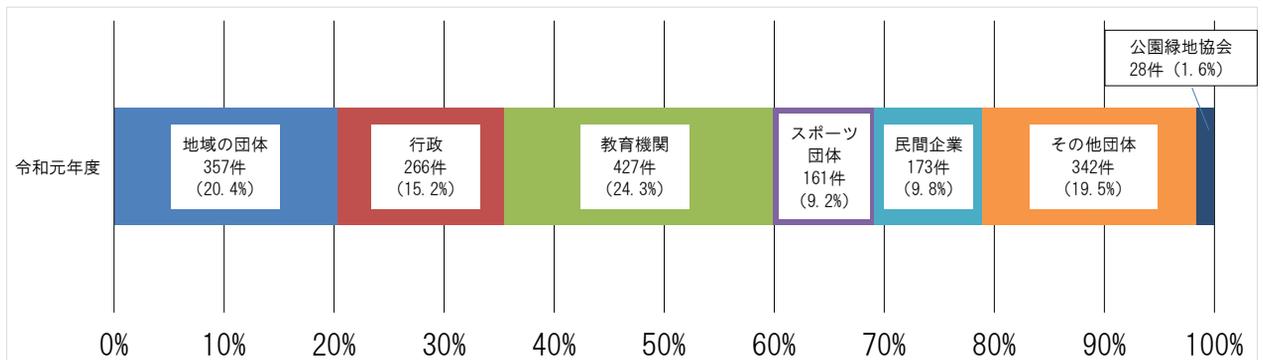
一方で、スポーツ団体による利用は全体の9.2%にあたる161件、民間企業による利用は全体の9.8%にあたる173件であり、地域の団体等に比べて利用が少ない状況となっています。

公園内行為許可の分類（表）

分類	団体の例	令和元年度		主な活動内容
		件数（件）	構成比（％）	
地域の団体	愛護会、管理運営協議会、自治会、町内会、消防団・ボーイスカウト等の地域住民が主体の組織、実行委員会（●●祭り実行委員会）など	357	20.4%	地域のお祭り、地域防災訓練など
行政	市各局・区、消防、警察、図書館、こども文化センター等	266	15.2%	子育て支援イベント、交通安全教室など
教育機関	幼稚園、小・中・高・大学、専門学校等	427	24.3%	遠足、運動会練習など
スポーツ団体	ゲートボール協会、サッカー協会、ラグビー協会などのスポーツ関連の協会・団体等	161	9.2%	ゲートボール、サッカー、ラグビーなど
民間企業	株式会社、有限会社等	173	9.8%	取材、撮影（テレビ、CM、映画）など
その他団体	一般社団法人、NPO、その他任意団体等	342	19.5%	プレーパーク、冒険遊び場、バザー、各団体関連のイベントなど
公園緑地協会	（公財）川崎市公園緑地協会	28	1.6%	里山ボランティア育成講座などのボランティア関連イベントなど
計		1,754	100.0%	

※管理運営協議会が利用調整して行っているラジオ体操などの公園利用については、公園内行為許可の対象外のため、集計対象外。

公園内行為許可の分類（棒グラフ）



1 公園緑地の現状

<参考>各區で利用の多い主な公園緑地

区	主な公園緑地
川崎区	富士見公園、大師公園、殿町第二公園、小田公園 など
幸区	南河原公園、さいわいふるさと公園、御幸公園、多摩川緑地（小向町地区、古市場地区） など
中原区	等々力緑地、こすぎコアパーク、中原平和公園、多摩川緑地（丸子橋地区） など
高津区	橘公園、多摩川緑地（宇奈根地区、諏訪地区、瀬田地区） など
多摩区	生田緑地、緑化センター、稲田公園 など
宮前区	鷺沼公園、菅生緑地、宮崎第1・第2・第4公園、水沢緑地 など
麻生区	王禅寺ふるさと公園、恩廻公園、栗平東公園 など

<参考>多様な主体と連携した公園緑地での取組事例



プレイグリーンパーク @大師公園[川崎区]



コスギンピック @こすぎコアパーク[中原区]



キャンドルスケープ川崎 @多摩川河川敷[高津区]

1 公園緑地の現状

(2) 公園緑地の管理状況

①公園緑地の管理形態

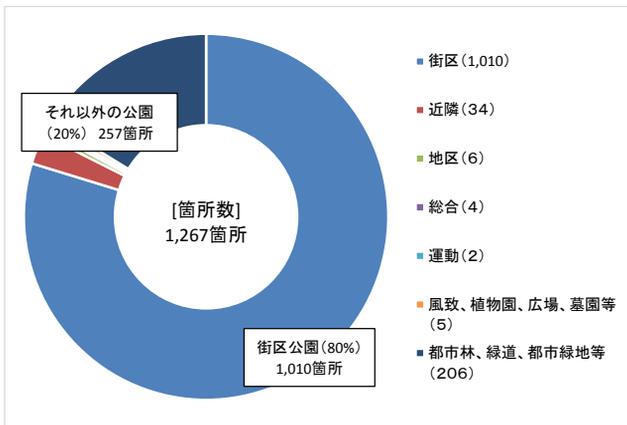
・公園種別ごとの箇所数では、令和2（2020）年3月31日時点で、街区に居住する地域の方々の利用を主な目的とする街区公園（1,000㎡前後の小規模な都市公園）が1,010箇所と公園緑地全体の80%を占めており、市内の公園緑地の多くが小規模な公園緑地となっています。

・管理形態別の箇所数では、1,267箇所の公園緑地のうち、67.7%にあたる858箇所において、公園内の清掃や除草などの日常的な維持管理活動を主とする公園緑地愛護会と、日常的な維持管理活動に加えイベント等の利用調整を担う管理運営協議会を設置し、市民に身近な公園緑地を「地域の庭」として、地域との協働による取組を進めています。

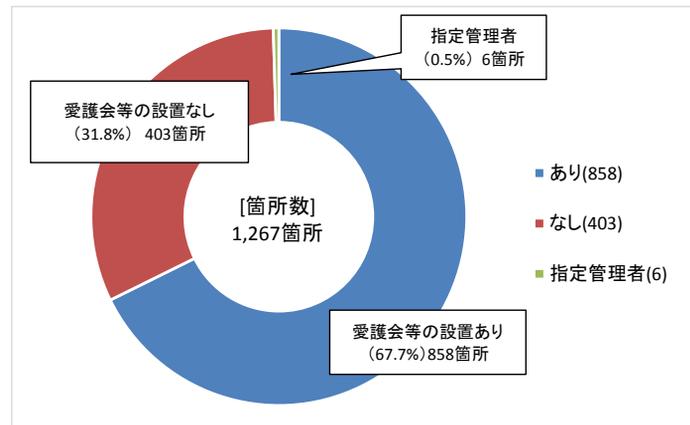
また、大規模な公園や植物園、墓園など6箇所に指定管理者制度を導入し、民間のアイデアやノウハウを活かした管理運営を行っています。

一方で、全体の31.8%に当たる403箇所の公園緑地においては、愛護会・管理運営協議会の設置や指定管理者制度などが導入されていない状況となっており、市の直営管理となっています。

公園種別箇所数



管理形態別箇所数



公園種別管理形態（令和2（2020）年3月31日時点）

公園種別	管理形態（箇所）			計（箇所）
	愛護会・管理運営協議会		指定管理者(6) ※公園緑地全体	
	あり(858)	なし(403)		
街区(1,010)	753	257	0	1,010
近隣(34)	28	6	0	34
地区(6)	4	1	1	6
総合(4)	0	2	2	4
運動(2)	1	1	0	2
風致、植物園、広場、墓園等(5)	2	0	3	5
都市林、緑道、都市緑地等(206)	70	136	0	206
計(箇所)	858	403	6	1,267

1 公園緑地の現状

②愛護会・管理運営協議会の設置状況

・愛護会・管理運営協議会の団体数は、公園緑地設置数の増加に伴って年々増加していますが、公園緑地の設置数に占める愛護会・管理運営協議会の設置率は、ほぼ横ばいとなっています。

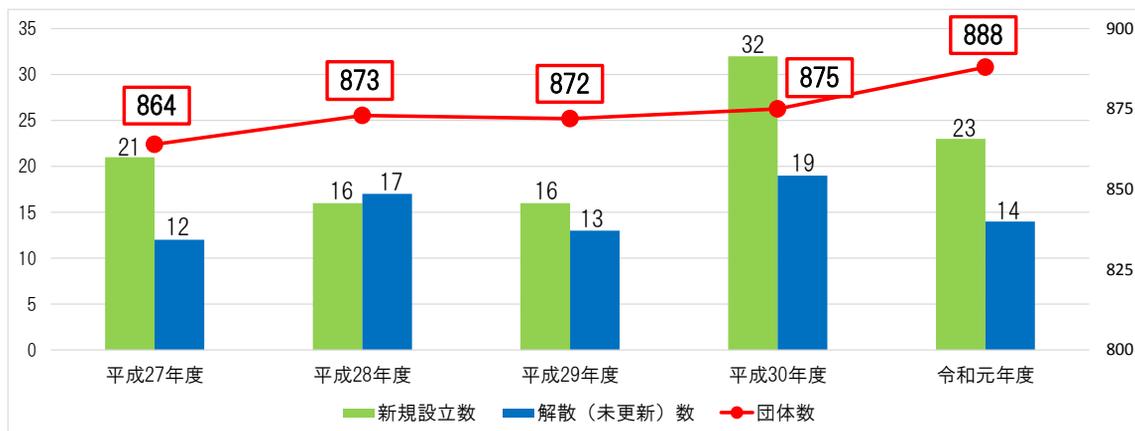
・各年度の新規設立数・解散数は、地域との協働の取組の推進により、公園緑地の新設などの機会を捉えて、働きかけを行っていることから、毎年一定程度の団体の設立がある一方、高齢化や担い手の不足等により活動の継続が困難などの理由から、愛護会・管理運営協議会の解散が発生し、団体の設置数は伸び悩んでいます。

愛護会・管理運営協議会の団体数と設置率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛護会・管理運営協議会の団体数（団体）	864	873	872	875	888
公園緑地設置数（箇所）	1,231	1,239	1,246	1,258	1,264
公園緑地の設置数に占める愛護会・管理運営協議会の設置率（％）	70.2%	70.5%	70.0%	69.6%	70.3%

（注）愛護会・管理運営協議会の団体数は、一公園に対して、複数の団体が設置されている場合があるため、公園緑地数とは一致しない。

愛護会・管理運営協議会の団体数及び新規設置数、解散数の推移



1 公園緑地の現状

③公園緑地の管理運営に係る指定管理者の導入状況

・本市では、大規模な公園緑地や植物園、墓園など、地区公園以上の一定の規模を有する公園緑地において、指定管理者制度を導入している一方、P-PFIなど公園緑地における新たな民間活用手法が活用できていない状況となっています。

公園緑地の管理運営に係る指定管理者制度の導入状況

導入施設名 [導入時期]	公園種別
富士見公園南側（川崎富士見球技場他）[H27～]	総合
生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館[H25～]	総合
大師公園[H18～]	地区
川崎市緑化センター[H22～]	植物園
川崎市営霊園（緑ヶ丘霊園・緑ヶ丘霊堂）[H26～]	墓園
川崎市営霊園（早野聖地公園）[H26～]	墓園

1 公園緑地の現状

(3) 公園緑地の設置状況

①公園緑地の設置箇所数及び維持管理に係る費用等の推移

・市内の公園緑地の設置箇所数は、年々増加傾向にあり、直近の約10年間（平成20（2008）年度→令和2（2020）年度）で、約130箇所（1,133箇所→1,267箇所）の公園緑地が増えており、令和2（2020）年4月1日時点では、1,267箇所、759.49haが整備されています。

・公園緑地の設置箇所数と維持管理費用の推移は、設置箇所数の増加による管理面積の増加に伴って、公園施設の点検・補修や樹木の剪定等の日常的な維持管理に関する費用は増加傾向にありますが、管理面積1㎡あたりの費用ではほぼ横ばいとなっています。

公園緑地の設置箇所数と維持管理費用の推移

年度	平成元年度	平成10年度	平成20年度	令和2年度
公園緑地設置数（箇所）※各年4月1日時点	769	906	1,133	1,267
管理面積（ha）※各年4月1日時点	500.68	544.43	663.97	759.49
維持管理費用（予算額）（千円）	1,022,022	1,139,768	1,567,627	1,598,613
1㎡あたりの費用（円）	204	209	236	211

②整備から30年以上経過した公園緑地の設置箇所数・面積の推移

・平成元（1989）年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍（73箇所→748箇所）、面積では約3倍（197.72ha→532.99ha）になっています。また、平成28（2016）年の公園施設長寿命化計画策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設（全公園施設の約12.5%）が老朽化し、補修・更新が必要となっています。

今後多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。

整備後30年以上が経過した公園緑地の設置箇所数・面積の推移



1 公園緑地の現状

(4) サウンディング調査（民間事業者等ニーズ）

① サウンディング調査結果の概要

令和元（2019）年度に実施した「川崎市の公園緑地の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査」において、民間事業者等から公園緑地に対する提案や要望等を調査したところ、次の結果となりました。

<p>①提案団体数・件数</p>	<p>36団体/43件 ※14公園に対し31件の提案があり、公園を特定しない提案は12件ありました。</p>
<p>②主な提案内容</p>	<p>＜施設の設置を行う提案＞ ・飲食、物販施設 ・スポーツ施設 ・アウトドア・レジャー施設 など ＜イベントやソフト事業などの企画提案＞ ・マルシェ、グルメイベント、スポーツ関連教室、アウトドアアクティビティ など ＜公園の管理運営に関する提案＞ ・パークマネジメントの拡充による効率的な管理運営、柔軟な事業展開 ・複数公園の包括型指定管理 ・公園を含む周辺のエリアマネジメント など ＜その他の提案＞ ・公園を活用したボランティアの人材育成・活動支援 など</p>
<p>③主な意見・要望など</p>	<p>＜事業の実施に関すること＞ ・事業化前の一定期間（1年程度）の実証実験の実施 ・有料施設への利用料金制の導入及び柔軟な料金設定 ・自主事業の柔軟な企画運営のための規制緩和（たき火など） ・施設整備を伴う場合の事業期間の設定（20年程度の長期間） ・性能発注など民間のアイデアやノウハウをより活用できる指定管理業務の仕様等の設定 ・樹木の剪定など公園内樹木の適正な維持管理 ＜費用負担等に関すること＞ ・公園内インフラ設備（電気、ガス、水道など）の整備 ・事業実施に伴う園路、広場等の整備、改修費用の負担 ・事業者が公募に参加する際の準備に係る時間や費用への配慮 ・駐車場の増設、駐車スペースの確保 ＜地域との調整等に関すること＞ ・地域や関係者等との意見交換の場のセッティング（協議会の設置など） ・公園の利用状況に関する情報の提供</p>
<p>④市への提言など</p>	<p>＜明確なビジョンの共有＞ ・対象となる公園緑地の目指すべき姿や具体的な目標、解決すべき課題などを明確に示し、行政と民間事業者等ですっかりイメージを共有すべき。 ＜官民の適切な役割分担＞ ・民間のアイデアやノウハウの活用にあたっては、行政も一定の負担を前提に、民間との役割分担を適切に決めるべき。 ＜地域のニーズ、課題の的確な把握＞ ・実証実験の実施や連絡・調整の場を設けるなど、地域のニーズや課題を的確に把握するとともに、行政と民間事業者が協力して地域のステークホルダーとの合意形成を図るべき。</p>

1 公園緑地の現状

②新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による民間事業者等のニーズの変化

令和元（2019）年度に実施したサウンディング調査において提案のあった民間事業者等を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による事業の実施に向けた考え方やニーズの変化を調査したところ、次の結果となりました。

<p>①昨年度調査時の提案に対する考え方の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の方向性の変化はない。 ・ 事業実施においては、ソーシャルディスタンスの確保やオープンな空間の形成に寄与する計画や運営方法の検討が必要と考えている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、屋外のオープンスペースの活用に対する需要が高まっていると感じており、民間事業者による恒常的なイベント開催などがまちの賑わいの創出に寄与すると考えている。 ・ 提案内容について、コロナ禍では当たり前のニーズとなっており、また、公園との相性が良いことから、早々に提案を実現できると考えている。
<p>②緑とオープンスペースに関するニーズや事業実施の考え方の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな環境でこそ新たな発想が生まれるという需要もあると考えている。 ・ 商業的な側面と賑わい創出の拠点との親和性が高いと考えられることから、「公園×働く、公園×学ぶ」などの活用も考えられる。 ・ 公園の普遍的な価値がより際立ったと感じている。市民の現在の公園に対する興味、関心が高い時期に、新しい使い方を提案し、公園の不動産価値を高めていくべき。 ・ 公園緑地の賑わいの創出に向けた線引きが難しいと感じている。特に、イベントの開催においては、新型コロナウイルス感染症対策への配慮や人数制限等を考慮した企画、運営が必要となる。
<p>③その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施上での課題として、事業化までの過程の中で公募が前提となる案件が多いため、小規模の公園などでは民間事業者の参入機会が減ると考えられる。

2 公園緑地の抱える主な課題

本市における公園緑地の現状や市民アンケート、民間事業者等へのサウンディング調査の結果などから、次のとおり課題を整理しました。

【課題1】 利用ニーズの多様化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化が進む中で、民間事業者等の公園緑地の利活用に対する事業ニーズが高まっているとともに、市民アンケート等から、公園緑地のオープンスペースや樹林地等の利活用など、新たなニーズが生まれているものの、公園緑地や保全緑地の利活用に関する運用基準や取扱いが画一的、制限的であるとともに、市民や民間事業者等の多様な利活用ニーズに対応したサービスの提供が難しい状況にあります。
- ・安全性や近隣への配慮等から、利用制限等により公園緑地の日常的な利用に対する不便さが生じています。

【課題2】 維持管理に係る担い手の不足と行政負担の増大

- ・清掃や除草等の日常的な維持管理を行う愛護会、管理運営協議会など、協働の担い手の高齢化や後継者不足などの問題が生じており、活動の継続性が危ぶまれています。
- ・一部の公園緑地では、行政による直営管理となっており、また、指定管理者制度についても、公園ごとに個別の導入になっているなど、管理運営のさらなる効率化に向けて、公園緑地における多様な管理運営手法の活用が進んでいない状況となっています。
- ・厳しい財政状況の中で、適正な維持管理が行き届かなくなることにより、公園緑地の維持管理水準や機能の低下が危ぶまれています。

【課題3】 柔軟な利活用や効率的な管理運営を見据えた整備の必要性

- ・公園緑地の整備にあたって、園路や広場、ベンチ等の基本的な機能は充実している一方、立地や地域特性に対応した特色のある公園づくりにより地域の魅力向上に寄与している公園緑地が少ない状況にあります。
- ・開設から年数が経過し、老朽化の進行した公園施設が増加しており、維持管理に係る財政負担はますます増大しているため、維持管理が行き届かなくなる公園緑地が発生するおそれがあります。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

(1) パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方

質の高い公園緑地サービスを持続可能なかたちで提供し続けるためには、これまで進めてきた多様な主体との連携によるパークマネジメントの取組をさらに一歩進め、行政側のこれまでの利活用や管理運営に対する硬直的な考えを見直すとともに、今後取り組むべき方向性を多様な主体と共有していくことが必要です。

そこで、公園緑地の抱える主な課題の解決に向けて取り組んでいく基本的な考え方を整理し、3つの視点としてとりまとめました。

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等により、多様な主体の参入機会を増やし、柔軟かつ多様な目的での利活用を一層進めるとともに、市民ニーズや民間事業者等のニーズを踏まえて、公園緑地の多様な利活用ニーズに対応した公園緑地等の機能の拡大を進めます。
- ・地域住民が快適に利用できる公園緑地とするためのルールづくりなど、公園緑地の利便性や機能の向上に向けて、地域が主体となった公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築を進めます。

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

- ・地域における新たな協働の担い手となる活動主体の確保・育成を進め、持続的な維持管理活動につなげます。
- ・これまでの一律的な管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図り、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めます。
- ・収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めます。

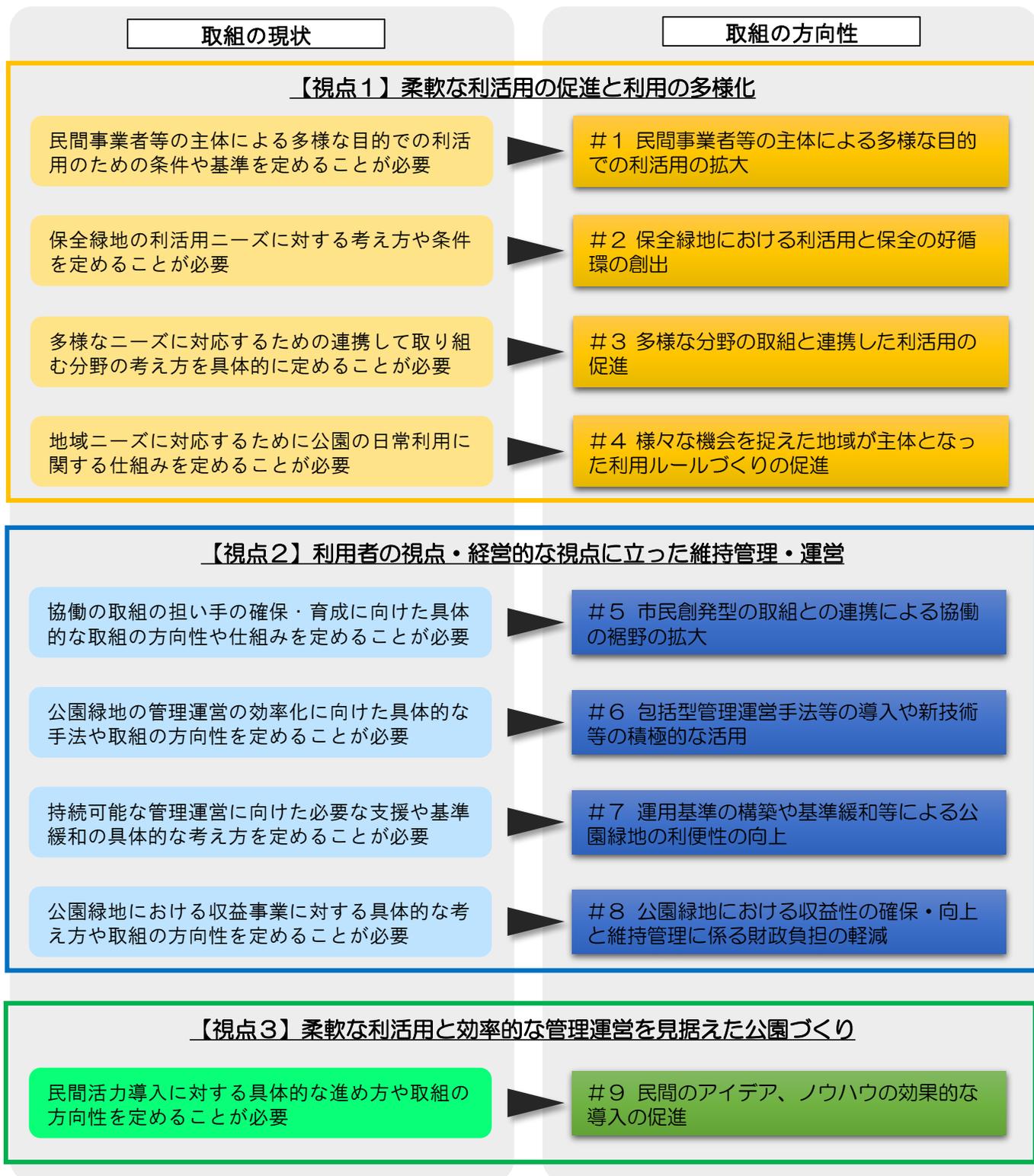
【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・公園緑地の整備等の機会を捉えて、民間事業者等の多様な主体がもつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かして、公園緑地の立地特性や地域の特色を活かした魅力的な公園づくりを進めます。
- ・将来的な維持管理に係る負担の軽減に向け、適正な維持管理を考慮した公園づくりを進めます。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

(2) パークマネジメント推進方針の取組の方向性

(1) に示す基本的な考え方、3つの視点ごとに、取組の現状及び今後進めていく取組の方向性を次のとおり整理しました。



1 基本的な考え方・取組の方向性等

(3) 取組内容

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

【関連実施施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大

公園緑地のさらなる賑わいや交流空間の創出を図るため、地域の行催事等に加え、民間事業者（NPOを含む）等の様々な主体による多様な目的での利活用の促進や公園緑地への還元の仕組みの構築に向けて、イベント等の実施における条件整理や運用基準の緩和、情報発信の強化を進めます。

～取組内容～

① イベント等での利活用促進

- ・公園緑地において許可を要するイベント等の公園内行為について、実施時の条件等を整理し、民間事業者等の参入による公園緑地のさらなる賑わい創出を図ります。
- ・具体的には、従来は限定的に捉えていた営利を伴うイベント等について、公園緑地の魅力向上や地域の活性化につながるものであれば、公園緑地に対する還元（清掃活動、公園内植栽の管理など）など、実施時の条件を整理し、許可対象を拡大します。また、一過性のイベントだけでなく、比較的長期間にわたるオープンテラスの設置やテイクアウト販売等、オープンスペースの日常的な活用方策を検討します。

<実証実験等の活用>

取組を進めるにあたっては、実証実験等を効果的に活用しながら、地域ニーズや民間事業者等の事業性を把握します。



民間事業者のアイデアやノウハウを活かした公園緑地の賑わい創出に寄与するイベント

[横浜市]こども自然公園

※Yokohama Nature Week
ワークショップやライブイベント、フード&マーケットなど

② 情報発信の強化によるイベント等の誘致促進

- ・許可の対象となる行為の内容や、許可条件、使用料、手続きについて、市の広報媒体やHP等により効果的に情報発信を行うとともに、関係部局とも連携を図りながら、公園緑地の利活用を促進します。

③ 手続きの簡素化

- ・近年のICT化に伴って、公園内行為等の許可申請手続きの電子化を検討し、利用に係る事務手続きの簡素化を進めていきます。

取組を進める対象公園緑地：すべての公園緑地

公園緑地の規模に関わらず、民間事業者等がイベント等を実施するための一定のオープンスペースを有するとともに、アクセスがよく事業性が見込まれるなど、新たな利活用の可能性があると考えられる立地や地域特性をもつ公園緑地を対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施施策36】緑と一体となった地域資源の保全・活用

#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

特別緑地保全地区などの保全緑地において、自然をそのまま活かした自然体験や環境教育等の場として有効活用しながら、持続可能な保全活動の担い手の確保へとつなげていくため、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理し、利活用と保全の好循環の創出を図ります。

～取組内容～

●保全緑地における自然共生型の取組の推進

・本市の保全緑地に残る貴重な自然環境を活かして、自然体験や環境学習などの場として有効活用することで、子どもを含め、多様な人が自然にふれあい、体験することを通して、緑への愛着を持ち、環境保全意識の醸成や身近な防災知識の向上、子ども達の健全な心身の育成を図るとともに、利用者自らが必要な樹林地管理を主体的に行うことにより、持続可能な保全活動の担い手の確保につなげ、保全緑地の柔軟な利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環の創出に向けて、王禅寺四ツ田緑地をモデルケースとして、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理し、取組を推進します。

＜王禅寺四ツ田緑地における取組の推進＞

・保全緑地における自然共生型の取組を進めるにあたって、一定規模の平坦地を有し、かつ、隣接する王禅寺ふるさと公園の駐車場などの活用によりアクセスが確保できるなど、一定の条件がそろっていたことから、王禅寺四ツ田緑地をモデルケースとして、保全緑地の利活用の考え方や火気の使用などの条件を整理し取組を推進するとともに、他緑地において、それぞれの立地や地域特性に応じた取組を検討します。

(取組イメージ)



取組を進める主な対象公園緑地：緑地（特別緑地保全地区など）

自然共生型の取組を進めるフィールドとなる、まとまった樹林地などの豊かな自然環境を有する特別緑地保全地区などの緑地を対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

～参考事例など～



●教育機関等と連携した自然体験や環境学習の取組

次世代を担う子どもたちに、まず自然環境の尊さ・面白さを知ってもらうことを目的として、市内外の緑などを活用した体験活動・学習機会を、市民活動団体や大学等との協働により創出しています。



●黒川青少年野外活動センター

黒川青少年の森緑の保全地域において、野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、心身の健やかな発達を促すため、野外活動団体と連携したツリークライミングやブッシュクラフト（ナイフで木の枝を加工したり、たき火を使って調理を行うなど自然の中で必要な材料を調達・加工して過ごす行為）等のアウトドア体験や自然体験学習プログラムなどを行っています。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進

- ・まちづくりの中で、公園緑地の新たな価値の創出や地域の課題解決を図るため、公園緑地や周辺地域の状況、地域の実情等を踏まえ、スポーツ、文化、地域コミュニティなど多様な分野の取組と連携した利活用を進めます。
- ・新しい生活様式の普及・定着を踏まえながら公園緑地における新たな機能の創出の検討を進めます。

～取組内容～

①多様な分野の取組との連携による公園緑地の利活用の促進

- ・公園緑地の持つ多機能性を発揮させ、公園緑地の新たな価値の創出や地域課題の解決に寄与していくため、地域ニーズ等を踏まえて、地域との合意形成のもと、公園緑地のオープンスペースなどを活用して、様々な分野の取組と横断的に連携した取組を推進します。

<連携イメージ>

- * 地域コミュニティづくりの入口となる場（まちのひろば）の形成
- * コワーキングスペースなど新しいワークスタイルへの活用
- * スケートボードやBMXなどの若者文化発信拠点の形成
- * 環境配慮型の意識醸成・行動変容の促進のための環境教育・学習の場としての活用
- * 交通不便地域などにおける移動式サービスとの連携
- * 地域間の回遊性向上に向けたシェアサイクルポートの設置
- * 隣接する公共施設や民間所有地等との一体的な空間利用 など



若者文化発信の取組との連携

②新しい生活様式に対応した公園緑地の柔軟な利活用の促進

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による新しい生活様式の普及・定着など、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化などに柔軟に対応していくため、公園緑地の新たな機能の創出を検討します。

<多摩川河川敷におけるキャンピングオフィス>



- * 公共空間を活用したアウトドアオフィスの社会実験の実施。（2018年6月～11月）



取組を進める対象公園緑地：すべての公園緑地

公園緑地の規模に関わらず、様々な分野の取組との連携の中で、各取組の対象となっているエリアにおいて、立地や地域特性等を踏まえて、新たな利活用の可能性が見込まれると考えられる公園緑地を対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施施策30】地域コミュニティ形成の推進

#4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進

身近な公園緑地において、公園の整備や新たな管理主体の導入等の機会を捉えて、他の各取組と効果的に連携しながら、地域が主体となった誰もが気軽に利用できるルールづくりを進め、地域ニーズに対応した仕組みの構築や地域コミュニティの形成を図ります。

～取組内容～

①「公園でのルールづくりガイドライン」を活用した地域発意による利用ルールづくり

・公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を図り、地域の財産である公園緑地の価値を高めるための一つの方法として、行政の支援により地域が主体的に「子どもがボール遊びしやすい環境」を検討し、地域の実情にあった公園緑地でのボール遊びのルールづくりを進めながら、地域の庭として地域ニーズに応じた利用ルールづくりを進めてきました。

・今後は、この取組をさらに進めていくため、地域に身近な公園緑地において、安全性や近隣への配慮などの公園の利用上の課題が生じている場合に、地域の実情や公園緑地の状況を踏まえ、誰もが気軽に利用できる公園全体のルールづくりに取り組み、公園緑地の利便性や機能の向上につなげます。

<ガイドラインに基づく手続きの進め方(例)>



ルールづくりに向けたワークショップの様子

②地域の多様な主体による利活用の促進

・地域の多様な主体による利活用や日常的な維持管理の促進により、地域に根ざした活動・交流の場としての機能をより高め、地域のつながりを生み出すコミュニティ形成の拠点として人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等の場の創出につなげることで、公園緑地の価値のさらなる向上を図ります。

取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園

地域の庭として、地域住民が主体的に、地域ニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。

～参考事例など～

●^{みょうが}冥加公園[川崎区]

P T A、公園に隣接する町内会、管理運営協議会等によるワークショップを開催し、「サッカー、野球禁止」の看板を変更し、地域でルールを守りながら楽しく広場でボール遊びができる環境を整えました。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

【関連実施施策1】緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の推進

#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

公園緑地の日常的な維持管理を支える愛護会や管理運営協議会について、現状、殆どが町内会や自治会などの地縁団体によって組織されていることから、公園緑地を利用する地域の様々な団体等（園庭のない保育園など）の自主的・自発的な維持管理活動を促進し、新たな協働の担い手として確保・育成を進めるとともに、持続的な活動につなげていくため、愛護会、管理運営協議会と各団体との連携・協力体制の構築を図ります。

～取組内容～

①市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

・地域における公園緑地の利活用ニーズを把握しながら、地域の様々な団体等の出会いやつながりを育む活動・交流の場として、公園緑地の利活用を促進するとともに、自主的・自発的な清掃等を行う公園緑地を利用する団体等について、公園サポーター（仮称）としての参画を促し、愛護会・管理運営協議会の日常的な維持管理活動をサポートする新たな協働の担い手として確保・育成を進めます。

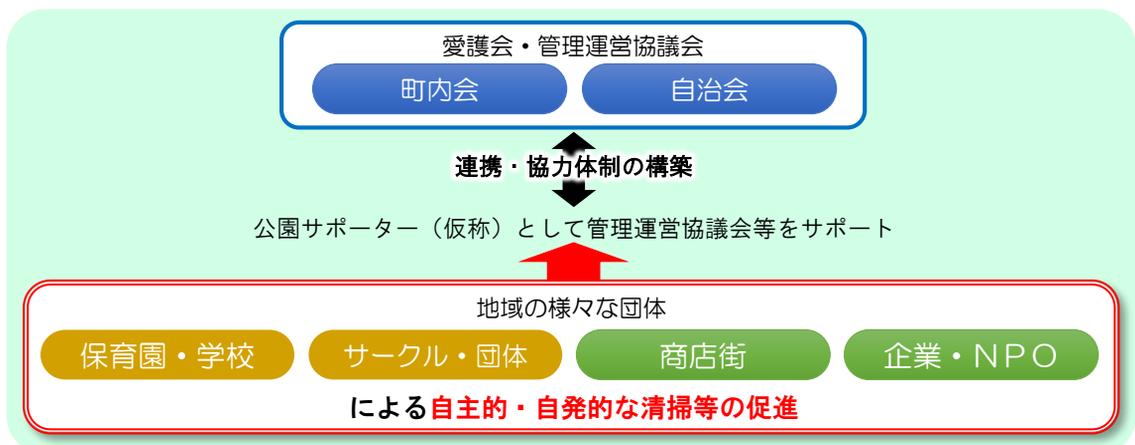
・また、次のような取組を通して、愛護会・管理運営協議会と新たな協働の担い手との連携・協力体制の構築を進め、持続的な活動につなげていきます。

*新たな担い手として、地域の様々な団体等が公園緑地を利用するきっかけとなるような活動やイベント等の展開

*地域の様々な団体等が公園緑地を地域の庭として再認識するような取組

（例）餅つき大会、フリーマーケット、ラジオ体操等による公園愛護活動への参加のきっかけづくりや地域のサークル・活動団体（少年野球チーム、ボーイスカウトなど）、近隣企業と連携した清掃活動の実施 など

協働の裾野の拡大（イメージ）



②取組事例の情報共有の強化

・管理運営協議会等で実施されている効果的な取組事例について、各区で開催している合同連絡会等を通じて情報共有を図り、協働の裾野の拡大を進めます。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園、緑地

地域の庭として、地域住民が主体的に、地域ニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。また、ボランティア等による緑地保全の取組を進めている樹林地等の緑地についても、取組の対象とします。

～参考事例など～



●保育園と連携した日常的な維持管理の取組

・日頃、公園を散歩や外遊びの場所として利用している園庭のない保育園の先生、園児が、地域の団体等の方々と協力して清掃美化活動や花壇づくりを行っています。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

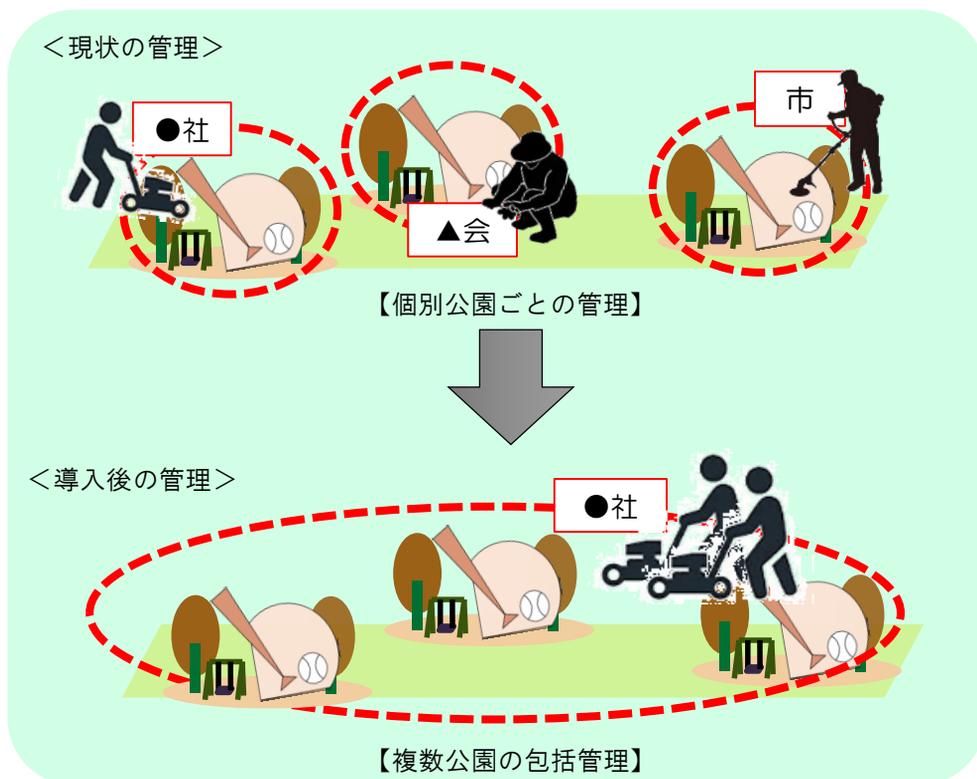
公園緑地の管理運営の効率化を図るため、これまでの管理運営手法を見直し、複数公園緑地・施設の包括型管理運営手法や公園緑地及び公園内施設の一体的管理運営手法の導入、新技術等の積極的な活用を進めます。

～取組内容～

①複数公園の包括型管理運営手法の導入

・指定管理者等がこれまで培ってきたノウハウや経験を活かして、一公園緑地を拠点として、近隣地域にある同種の施設（野球場など）を有する公園緑地の包括型管理運営（バンドリング）の導入を進め、維持管理に係る経費の削減や維持管理水準の維持・向上を図ります。

複数公園の包括型管理運営のイメージ



②公園緑地及び公園緑地内施設の一体的な管理運営手法の導入

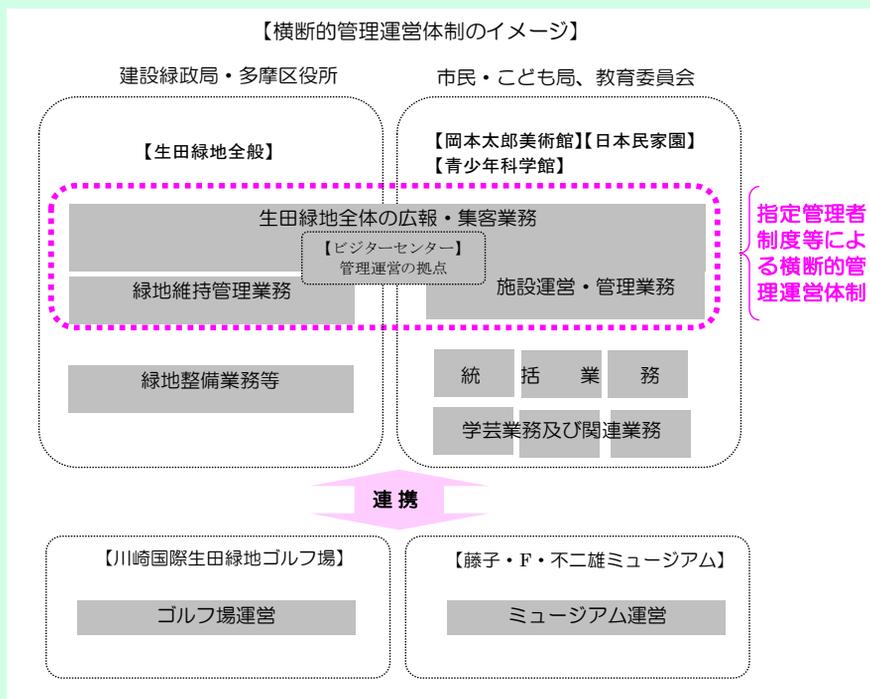
・大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地など）において、公園緑地及び公園緑地内の複数の施設（運動、教養、文化施設など）の一体的な管理運営手法の導入により、公園緑地及び各施設の連携強化による管理運営の効率化を進めます。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

<参考>生田緑地及び三館（川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館）の横断的管理運営

生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度から、緑地と緑地内に立地する三館を横断的に管理する指定管理者制度を導入し、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めています。

（例）周辺地域等と連携したイベントやホームページ、SNSを活用した緑地全体のPR、複数施設の利用割引など、緑地の利便性やサービス向上に関する取組の実施 など



指定管理者制度等による横断的管理運営体制

③新技術等の活用による公園緑地の管理運営の効率化の検討

・公園緑地の管理運営の効率化に向けた取組として、ロボット草刈機など新技術等の導入に向けて、野球場などの公園施設における実証実験等を実施しながら効果検証を行い、他の公園施設や公園緑地への導入を検討します。

取組を進める主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）
 一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれ、民間活力の導入による収益性の確保・向上と管理運営の効率化の可能性が見込まれる公園緑地を対象とします。また、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。
 （例）大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地等）、大師公園など

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施策30】地域コミュニティ形成の推進（①）

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上（②）

#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

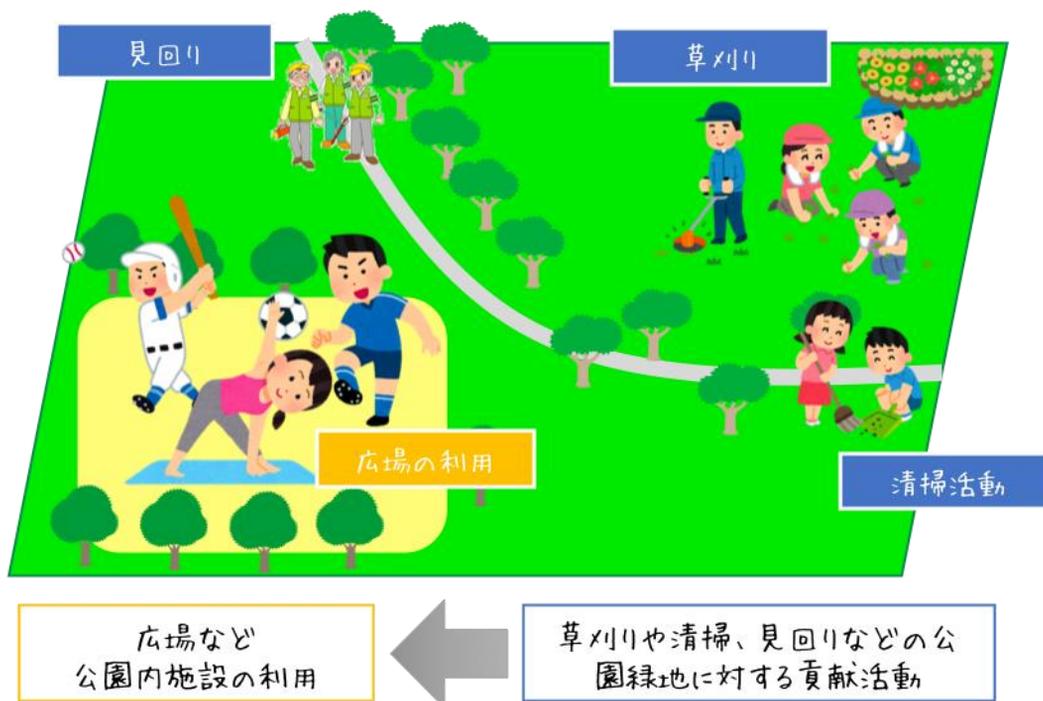
持続可能な管理運営に向けて、公園緑地のさらなる利便性の向上を図るため、地域の団体等が行う公園緑地の維持管理に資する貢献活動に対する必要な支援や、公園緑地の機能や魅力の向上に資する便益施設等の設置に対する建築面積の基準緩和等を検討します。

～取組内容～

①維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる仕組みづくり

・地域住民を主体とした活動団体等が、公園緑地において草刈りや清掃などを行った場合や、防犯を目的とした見回りを行った場合などに、このような貢献に対して、他の公園利用者の日常的な利用等に支障が生じない範囲で、例えば、広場などのオープンスペースにおいて、一部の時間帯にスポーツなどへの優先的な利用を可能にするといった一定のメリットを得られる運用基準の構築に向けた検討を進めます。

公園緑地への貢献に対する一定のメリット（イメージ）



取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園

地域の庭として、地域住民を主体とした活動団体等が、主体的に、そのニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。特に、活動の場となる多目的広場などの一定のオープンスペースを有し、地域の活動団体等による利用ニーズの見込まれる公園緑地を取組の対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

②運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和

・公園緑地の機能や魅力の向上に向けて、大規模公園（富士見公園、等々力緑地など）などの再整備において、公園緑地の立地特性や特色等を踏まえて、便益施設等の設置による収益性の確保・向上とその収益の公園緑地への還元による財政負担の軽減を図るため、必要に応じて条例改正等、公園施設として設けられる建築物（運動、便益施設など）の建築面積の基準緩和を検討します。



取組を進める主な対象公園緑地：総合公園

多目的広場やベンチ等の休憩施設、遊具等に加え、運動、教養、便益施設など多様な目的の施設を複数有する大規模な公園緑地である総合公園を対象とします。特に、今後、再整備や大規模改修などを予定している公園緑地を対象に、その特色や立地特性等を踏まえて取組を進めます。

■都市公園法（抄）

（公園施設の設置基準）

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては100分の2）を超えてはならない。但し、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減

収益施設の誘致やネーミングライツなどにより、公園緑地における収益性の確保・向上を図るとともに、事業収益等の公園緑地への還元により、維持管理に係る財政負担の軽減や維持管理水準の維持・向上を図ります。

～取組内容～

①公園緑地における収益性の確保・向上

・公園緑地の立地特性や地域の実情を踏まえて、オープンスペースを活用した民間事業者等によるイベント利用や集客につながる便益施設の誘致、ネーミングライツのさらなる活用、公園利用や周辺の状況を踏まえた使用料や利用料金等の見直しなどにより、公園緑地における収益性の確保・向上を図ります。

②事業収益等の維持管理等への還元

・設置管理許可等による使用料や指定管理者からの納付金、P－P F Iの活用等による事業収益の一部を、公園緑地・施設の整備や維持管理に還元し、公園緑地の維持管理水準の維持・向上とともに、維持管理に係る財政負担の軽減を図ります。

・指定管理者制度の導入にあたって、運動施設等への利用料金制の導入や利用許可等権限の移譲などにより、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を進めるとともに、事業収益の公園緑地への還元により、維持管理に係る財政負担の軽減を図ります。

取組を進める主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）

一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれ、民間活力の導入による収益性の確保・向上と管理運営の効率化の可能性が見込まれる公園緑地を対象とします。また、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。特に、今後、再整備を予定している総合公園等の大規模公園や、特徴的な施設を有する公園緑地を取組の対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

～参考事例など～

●川崎富士見球技場のネーミングライツ[川崎区]



・富士通株式会社をネーミングライツパートナーとして、平成27（2015）年4月から川崎富士見球技場の愛称を「富士通スタジアム川崎」としています。ネーミングライツ契約金により、公園緑地の日常的な維持管理等に係る財政負担の軽減を図っています。

●川崎国際生田緑地ゴルフ場における事業収益の還元[多摩区]



・川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の事業収益による納付金により、生田緑地の日常的な維持管理に係る負担の軽減と維持管理水準の維持・向上を図っています。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進

公園緑地の柔軟な利活用や持続可能な管理運営を見据えた整備を推進するため、P-FIや指定管理者制度、PFI等の各制度を活用して、民間事業者等の多様な主体がもつ柔軟なアイデアや専門的なノウハウの効果的な導入により、維持管理の適正化を図るとともに、地域の新たな魅力となるようなテーマ性のある魅力的な公園づくりを進めます。

～取組内容～

①民間のアイデアやノウハウの効果的な導入の促進に向けた基本的な考え方

a. 民間活力の導入に向けた取組の前提

・公園緑地における民間活力の導入にあたって、公園緑地に対する考え方や役割分担等を民間事業者等と適切に共有し、連携体制を構築していく必要があることから、次に示す事項を整理したうえで、効果的な導入を推進していきます。

・明確なビジョンの共有

対象となる公園緑地の目指すべき姿や具体的な目標、解決すべき課題などを明確に示し、行政と民間事業者等ですっかりイメージを共有すること。

・官民の適切な役割分担

行政と民間事業者等の役割や想定されるリスクをできる限り明確化すること。特に、リスク分担については、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担する考え方を基本とする。

・地域のニーズ、課題の的確な把握

地域のニーズや課題を的確に把握するとともに、行政と民間事業者が協力して地域のステークホルダーとの合意形成を図ること。

b. 民間活力の導入に向けた基本的な考え方

・公園緑地への民間活力の導入にあたっては、川崎市緑の基本計画における考え方を基本としつつ、社会状況の変化等を踏まえて、サウンディング調査等を参考に、取組の前提を整理した上で、次に示す考え方を基本として、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

I. 質の高い公園緑地サービスの提供

公園緑地のサービスや利便性の向上など公園緑地のさらなる魅力向上や効率的・効果的な管理運営につながると考えられるものについて、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

II. 公園緑地や地域の課題解決

公園緑地がそれぞれに持つ課題や地域の課題、ニーズが明確となっており、その解決に向けて、民間のアイデアやノウハウ等を活用することが有効であると考えられるものについて、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

III. 費用対効果

現状の市の財政負担以外の新たな負担を極力生じずに、民間活力の導入による事業を実施できると考えられるものから、優先的に民間活力の導入を推進していきます。（将来的には、民間活力の導入により事業収益を生み出すとともに、維持管理の効率化を図り、その収益等を他の公園緑地の維持管理等に配分することで、市内全域の公園緑地の魅力向上や機能の維持、質の向上を図ることを目指します。）

1 基本的な考え方・取組の方向性等

②民間活力導入に向けた各制度の活用

・公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決に向けて、設置管理許可やP-PFI、指定管理者制度、PFIなどの各制度を活用して、必要に応じて各制度の併用などにより、民間のノウハウやアイデアが効果的に発揮されるよう適切な手法を検討し、地域ニーズに応じた公園緑地のサービスや利便性の向上による公園緑地の質の向上を進めます。

<実証実験などの活用>

民間活力の導入にあたっては、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決に向けて、必要に応じて実証実験等を行い、地域との合意形成や事業性の把握を行います。

③民間活力導入に向けた各事業の考え方

・公園緑地における民間活力の導入にあたっては、次に示す各事業の考え方に基づき、民間活力の効果的な導入を進めます。

* 施設整備・管理運営事業

公園緑地の整備・管理運営事業（再整備を含む）等を対象とします。なお、指定管理者を導入している公園緑地等、既に民間活力を導入している公園緑地については、指定管理期間満了等の際に、維持管理・運営方針の見直しや大規模改修の必要の有無等を踏まえ、より最適な民間活力導入手法を検討します。

* 地域課題解決型事業（個別検討事業）

質の高い公園緑地サービスの提供による公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決を図るための、P-PFI等を活用した便益施設の設置等の事業を対象とします。

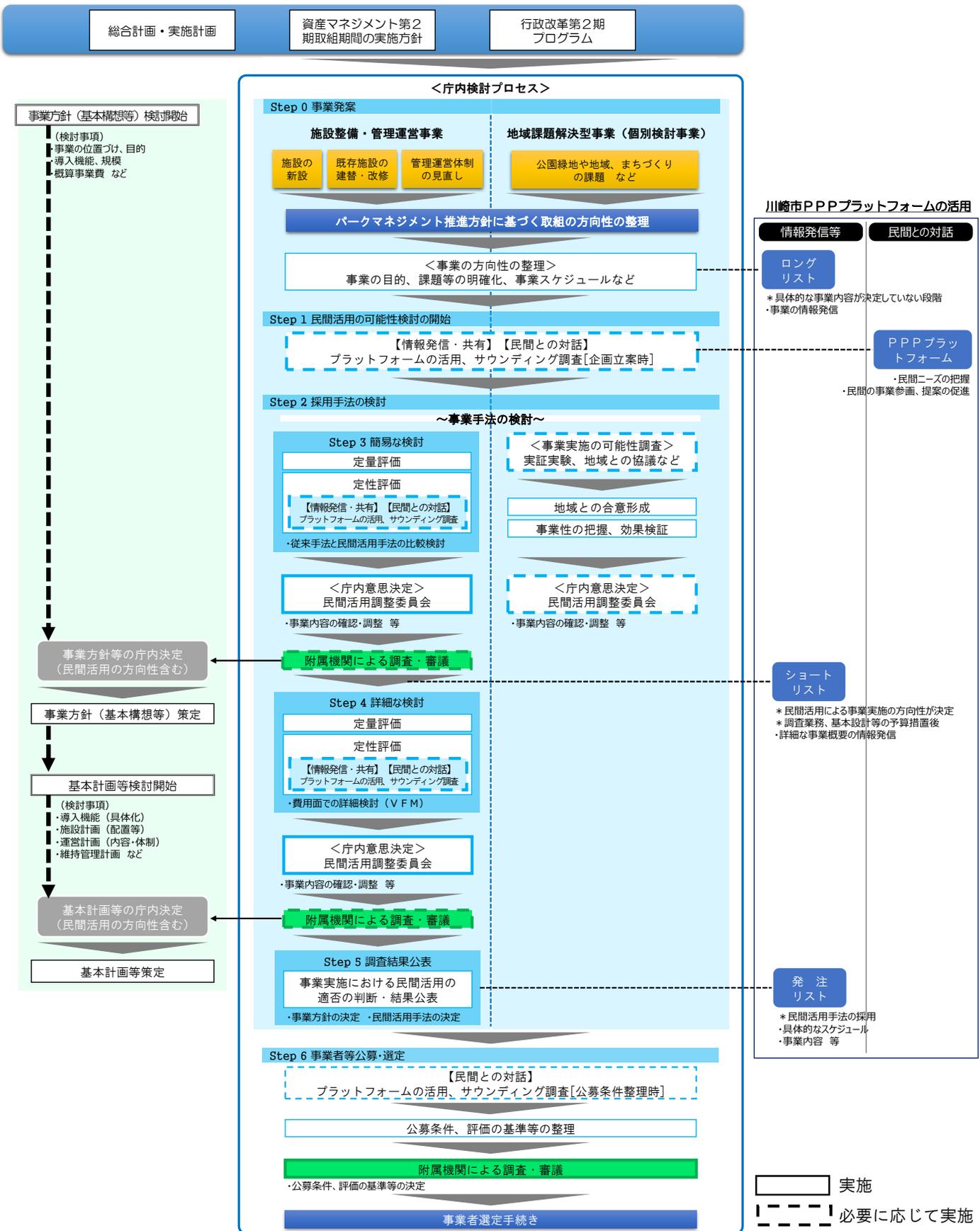
※簡易な維持補修や施設の部分的な改修・増築等、施設整備計画等の策定を伴わない簡易な事業は含みません。

取組を進める主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）

一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれ、民間事業者等の持つアイデアやノウハウの活用により収益性の確保・向上と管理運営の効率化の可能性が見込まれる公園緑地を対象とします。また、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。特に、今後、再整備を予定している総合公園等の大規模公園や、特徴的な施設を有する公園緑地を取組の対象とします。

1 基本的な考え方・取組の方向性等

<参考：公園緑地における民間活用の検討プロセス>



1 基本的な考え方・取組の方向性等

～参考事例など～

●こすぎコアパーク [中原区]

- ・市と東急株式会社が官民一体となって、こすぎコアパーク及び周辺地域のさらなる魅力向上に向けた取組を推進
- ・公園と駅の分断解消による回遊性の向上
- ・設置許可を受けて、飲食も可能な休養施設の設置による日常的な憩いと交流の空間の創出 など



※パースはイメージ。今後変更となる可能性がある。



●南池袋公園 [東京都豊島区]

- ・区が公園再整備時に、飲食・地域貢献活動の建物を整備
- ・建物は、管理許可を受けて出店者が運営
- ・売上の一部は、地域還元費として地域団体に寄付し地域団体が公園の運営やイベント等を実施

～本市における公園緑地の再整備などの取組事例～

富士見公園における緑、活気、憩い、ふれあいのある都心のオアシスづくり

富士見周辺地区整備推進計画に基づき、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、公園機能の再整備を図ります。

(1) 整備推進の基本的な考え方

- ・整備目標① 富士見公園の再生
- ・整備目標② スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

(2) パークマネジメントの導入方針

- ・緑の基本計画で定める「公園等への民間活力導入に向けた方針」などを踏まえ、民間活力の導入を積極的に進め、都市の魅力の向上やまちの賑わいの創出を図るとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。



富士見公園の全景

1 基本的な考え方・取組の方向性等

生田緑地における豊かな自然環境と歴史・文化・芸術等の集積を活かした魅力的な公園づくり

「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度から、緑地と緑地内に立地する三館を横断的に管理する指定管理者制度を導入し、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めています。

●協働のプラットフォーム

・多様な主体が生田緑地の管理運営に参画する「協働のプラットフォーム」として、「生田緑地マネジメント会議」を設置し、生田緑地に関わる市民活動団体や町内会・商店街などの地域団体、大学、行政、指定管理者など多様な主体が相互に連携しながら、生田緑地の価値と魅力の向上に向けた協議・調整・提言を行っています。



生田緑地マネジメント会議の概念図



中央広場



マネジメント会議



ボランティアとの共同作業

夢見ヶ崎動物公園における環境教育・学習の場づくり

加瀬山の豊かな緑を活かし、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として市民や地域に愛され続けており、豊かな自然における活動を通じて地域住民のコミュニティ形成の場にもなっています。

●動物公園の役割

・教育環境の充実、動物福祉への配慮、希少動物の保護繁殖などを設け、来園者が動物の魅力を楽しむ場、専門的な技術、知識の修得ができる「教育・環境学習」の場、希少野生動物の飼育・繁殖及び野生動物の保護を行う「種の保存」・「自然保護」の場、大学研究室と連携した「調査・研究」の場を提供しています。



希少野生動物とのふれあい



動物ふれあいプログラム



獣医の仕事

2 主な対象公園緑地

取組を進める主な対象公園緑地を、次のとおり公園種別ごとにまとめました。

- ・すべての公園緑地において、公園緑地それぞれの立地や地域特性を踏まえて、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に対応した、柔軟な利活用や様々な分野と連携した取組の推進により、公園緑地の新たな価値の創出とさらなる魅力向上に取り組めます。[#1、3]
- ・公園緑地の管理状況等を踏まえて、愛護会や管理運営協議会等の地域の活動団体との協働による日常的な維持管理の取組を進めている近隣公園や街区公園においては、地域住民に身近な地域の庭として、地域が主体となって、地域ニーズに応じた利用や協働による管理運営の取組を推進します。また、ボランティア等による緑地保全の取組を進めている樹林地等の緑地においては、協働による管理運営の取組を進めます。[#4、5、7①]
- ・本市における指定管理者制度の導入状況やサウンディング調査の結果等を踏まえて、一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するといった公園緑地に対して民間事業者等の事業ニーズが高いと考えられることから、総合公園、運動公園、地区公園、動植物園や墓園等の特殊公園において、民間活力の導入による収益性の確保・向上や管理運営の効率化に向けた取組を進めます。[#6、7②、8、9]
- ・まとまった樹林地等があり豊かな自然環境を有する都市林などの緑地については、自然共生型の取組による利活用と保全の好循環の創出を推進していきます。[#2]

主な対象公園緑地

公園種別		総合 (4)	運動 (2)	地区 (6)	近隣 (34)	街区 (1,010)	特殊 (5)	緑地 (206)	
規模等		10~50ha標準	15~75ha標準	4ha標準	2ha標準	0.25ha標準	植物園・墓園等	都市林緑道等	
取組の 方向性	#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大	○	○	○	○	○	○	○	
	#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出							○	
	#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進	○	○	○	○	○	○	○	
	#4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進				○	○			
	#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大				○	○		○	
	#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用	○	○	○			○		
	#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上				○	○			
		①維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる仕組みづくり ②運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和	○						
	#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減	○	○	○				○	
#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進	○	○	○				○		

《留意事項》

() = 公園緑地箇所数 (令和2 (2020) 年3月31日時点)

上記分類は、公園種別の規模や特徴を踏まえた基本的な考え方を示したものであり、実際の取組の推進にあたっては、公園緑地の立地や特色、地域の実情等を踏まえて、個別具体的に取り組むべき取組を判断し、必要に応じて、複数の取組を効果的に連携させながら、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決を図ります。

1 公園緑地の概況

(1) 公園緑地の設置箇所数・管理面積の現状

・市内には令和2（2020）年3月31日時点で、計1,267箇所、約759.49haの公園緑地が設置されています。このうち、麻生区では、348箇所、約189.27haと市内全体の約1/4を占めており、麻生区民1人あたりの公園面積も10.49㎡と高い割合となっています。一方、川崎区や幸区、中原区などの市南部地域では、多摩区、麻生区などの市北部地域に比べて、公園緑地数・面積が少なくなっています。

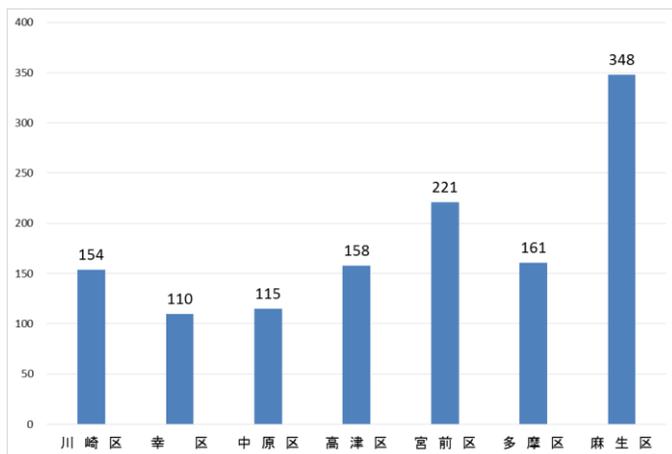
区別の公園緑地数・面積（令和2（2020）年3月31日時点）（面積単位：ha）

区別	公園種別	川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		合計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
基幹公園	住街区公園	123	24.36	94	11.06	99	9.04	125	12.97	198	23.89	129	13.50	242	26.58	1,010	121.39
	近隣公園	4	7.73	2	3.94	1	1.57	3	5.10	6	9.75	3	4.29	15	28.09	34	60.48
	地区公園	2	11.61	2	9.53	1	4.07	0	0.00	0	0.00	1	3.15	0	0.00	6	28.36
	小計	129	43.70	98	24.53	101	14.69	128	18.07	204	33.63	133	20.94	257	54.67	1,050	210.23
	総合公園	1	17.05	0	0.00	1	43.59	0	0.00	0	36.88	1	93.27	1	10.47	4	201.25
	運動公園	0	7.23	0	13.19	1	31.75	0	29.28	0	0.00	1	3.26	0	0.00	2	84.71
	小計	1	24.28	0	13.19	2	75.34	0	29.28	0	36.88	2	96.53	1	10.47	6	285.96
特殊公園	風致公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	12.98	0	0.00	0	0.00	1	12.98
	植物園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.24	0	0.00	1	1.24
	広場公園	0	0.00	0	0.00	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.11
	墓園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	49.47	0	0.00	0	0.62	1	31.10	2	81.19
	小計	0	0.00	0	0.00	1	0.11	1	49.47	1	12.98	1	1.86	1	31.10	5	95.52
都市林	0	0.00	0	0.00	3	2.30	12	12.82	8	4.72	9	20.25	39	66.40	71	106.49	
緑道	6	2.45	4	2.78	6	1.90	2	0.65	0	0.00	0	0.00	2	0.94	20	8.72	
都市緑地	18	4.50	8	0.79	2	0.75	15	1.17	8	11.05	16	8.62	48	25.69	115	52.57	
合計		154	74.93	110	41.29	115	95.09	158	111.47	221	99.26	161	148.19	348	189.27	1,267	759.49
市民一人あたりの公園面積(㎡)		3.21		2.42		3.62		4.77		4.26		6.71		10.49		4.95	
人口(R2.3.31)		233,563		170,969		262,846		233,723		233,043		220,922		180,349		1,535,415	
面積(k㎡)		40.25		10.09		14.81		17.10		18.60		20.39		23.11		144.35	

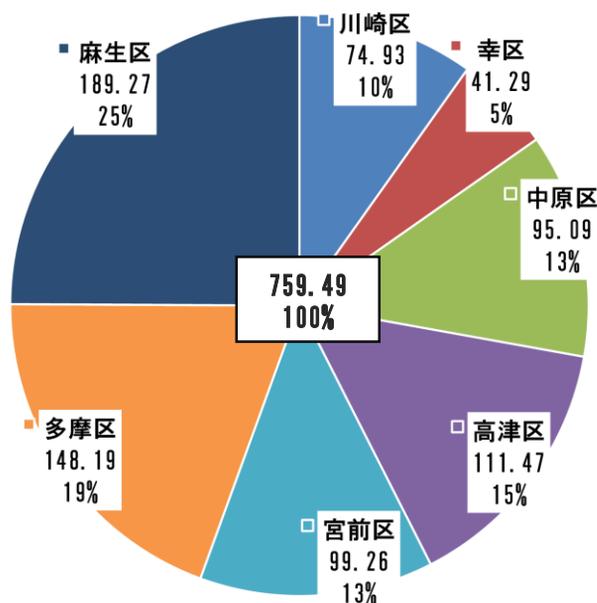
注) 面積は㎡で集計し、haに換算後に四捨五入しているため、小計、合計と内訳が一致しない場合がある。

注) 複数の区にまたがっている公園（生田緑地、多摩川緑地、緑ヶ丘霊園等）は面積の一番大きい区で一箇所とした。

区別 公園緑地設置箇所数（箇所）



区別 公園緑地面積（ha）



1 公園緑地の概況

(2) 本市の公園緑地の紹介

◆総合公園（4箇所） 富士見公園、等々力緑地、生田緑地、王禅寺ふるさと公園



市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用される公園です。自由広場やベンチ、四阿（あずまや）などの休憩施設、花壇や池、噴水などの修景施設、散策路などが設置されており、災害時には、広域避難場所としての役割をもちます。

◆運動公園（2箇所） 多摩川緑地、稲田多摩川公園



多摩川の河川敷にあり、野球場、サッカー場、多目的広場などが整備された運動公園で、市民のスポーツやレクリエーション、憩いの場として幅広く利用されており、災害時には、広域避難場所としての役割をもちます。

◆地区公園（6箇所） 大師公園、夢見ヶ崎公園、中原平和公園、稲田公園など



主に公園から徒歩圏内に居住する方が利用する、一定程度の広さのある公園です。地域住民のスポーツや日常的なレクリエーション活動のための施設や広場、ベンチ等の休憩施設、花壇や池などが設置されています。

◆近隣公園（34箇所） 南河原公園、橘公園、鷺沼公園、王禅寺公園など



主に近隣に居住する方が利用する公園です。地域の実情に合わせて、複合的な遊具や多目的広場、ベンチ等の休憩施設が設置されています。

1 公園緑地の概況

◆街区公園（1,010箇所）



主に街区内に居住する方が利用する公園です。地域の実情に合わせて、遊具や広場、ベンチ等の休憩施設が設定されている市民にとって身近な公園です。

◆特殊公園（5箇所） 植物園、墓園など



風致公園や動植物園、墓園等その目的に応じて設置される公園です。本市では、都市緑化推進のための施設である川崎市緑化センターや樹林地をはじめ、7つのため池や湿地空間等の豊かな自然環境をもつ早野聖地公園などがあります。

◆保全緑地（206箇所） 都市林、緑道など



本市における良好な自然環境を形成するほぼ自然のまま維持された樹林地です。散策路が整備されている緑地や、地域住民やボランティアの方々による緑の保全活動の場にもなっています。

2 公園緑地の管理運営手法等

(1) 地域との協働による管理

本市では、除草・清掃等を中心とした美化活動を積極的に行う公園緑地愛護会や地域のお祭りなど公園緑地の利用調整を行う管理運営協議会等による市民協働の取組として、身近な公園緑地において、地域が主体となった維持管理活動を進めています。

愛護会・管理運営協議会の役割

公園緑地愛護会	管理運営協議会
<ul style="list-style-type: none"> ●運営 周辺住民、サークル、自治会等を対象とする ●維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の除草・清掃 ・くすかごのごみ処理 ・花壇の維持管理 ・破損遊具等の連絡 ・不法投棄物の連絡 ・事故時の連絡 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営 自治会、公園利用者グループ等の団体に組織 ●維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地愛護会の役割 + ・行事等の利用調整 ・地表2m程度までの下枝落とし及び低木の刈り込み ・剪定枝の処理 など

(2) 公園緑地の管理運営手法

制度	主な内容	費用負担		具体例	法令等
		民間事業者等の負担	市負担		
公園施設の設置及び管理運営					
設置許可	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営	・使用料 ・公園施設の整備、管理費用		レストランや売店など	都市公園法第5条
P-PFI	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営 ※公園施設周辺の園路・広場なども同時に整備	・使用料 ・公園施設の整備、管理費用 ・園路・広場等の整備費（全部または一部）	園路・広場等の整備費（一部）	レストランや売店などに加え、園路・広場等の整備	都市公園法第5条の7
公園施設設置管理協定制度	都市再生整備計画に基づき、滞在快適性等向上区域において、市が行う都市公園の整備等と一体となって、民間事業者等が「居心地がよく歩きたくなるまちなか」となる空間創出のため、協定に基づく滞在快適性等向上公園施設を設置し、管理運営 ※公園施設周辺の園路・広場なども同時に整備	・使用料 ・公園施設の整備、管理費用 ・園路・広場等の整備費（全部または一部）	都市公園、園路・広場等の整備費（一部）	レストランや売店などに加え、園路・広場等の整備	都市再生特別措置法第62条の3
公園施設の管理運営					
管理許可	市が設置した公園施設を民間事業者等が管理運営	・使用料 ・公園施設の管理費用		施設の内装を改装し、レストランや売店として管理運営	都市公園法第5条
指定管理者	公園を含む公共施設を、指定された民間事業者等が管理運営		管理料	公園の維持管理をしながら、自主事業としてイベントの開催や施設を有効活用	地方自治法第244条の2
公園の利用					
行為許可	民間事業者等が公園内でイベント等を実施	・使用料 ・イベント等の開催に係る費用		フェスティバルやマルシェ等の開催	川崎市都市公園条例第3条

3 川崎市の緑について（かわさき市民アンケート）

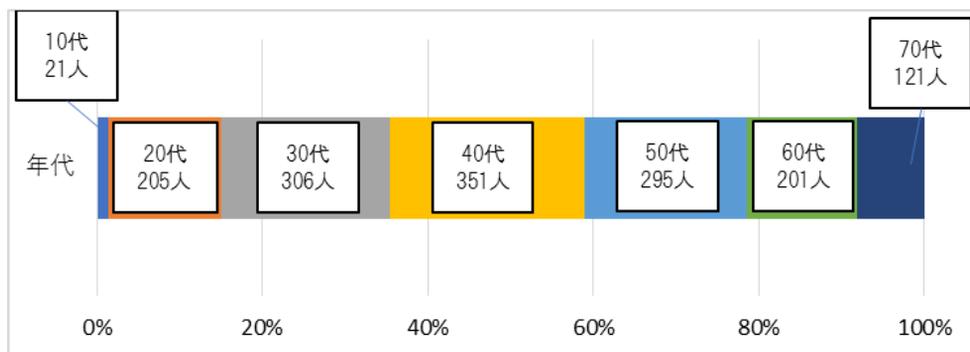
（1）アンケート概要

本方針の策定にあたって、市民の公園緑地の利用状況や利活用に関するニーズ、意見を確認するため、「かわさき市民アンケート」を実施しました。

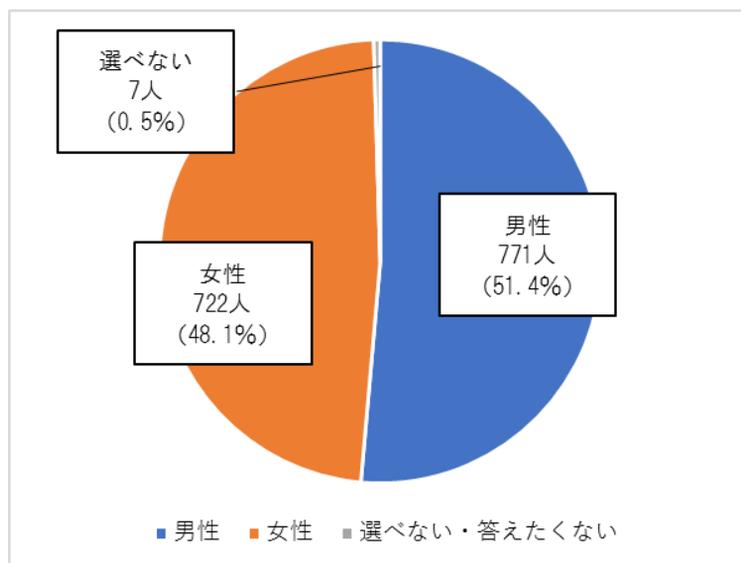
調査目的	川崎市では、緑ある暮らしの創造を目指すために「緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備・利活用や緑地の保全、緑化の推進を総合的に推進し、川崎市の緑の満足度向上に取り組んでいます。また、近年の社会状況の変化や市民の皆様の価値観の多様化に対応していくため、公園緑地のより柔軟な利活用や持続可能な管理運営による質の高い公園緑地サービスの提供に向けた取組を進めているところです。こうした取組を着実に推進していくため、川崎市の緑に対する市民の皆様の意識や活動状況、利用実態を把握するとともに、利活用に関するニーズや意見を伺い、今後の取組に反映させるために実施しました。
調査期間	令和2（2020）年9月4日（金）～9月14日（月）
調査対象者	インターネットモニター登録者（川崎市在住の満18歳以上の個人） ※1,500標本回収まで実施
調査方法	インターネット調査

（2）かわさき市民アンケート結果（単純集計）

SQ1. 年代

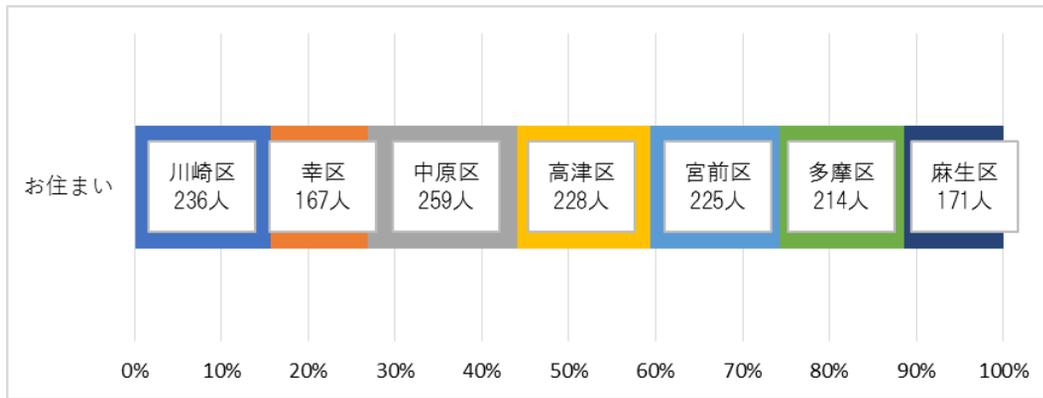


SQ2. 性別

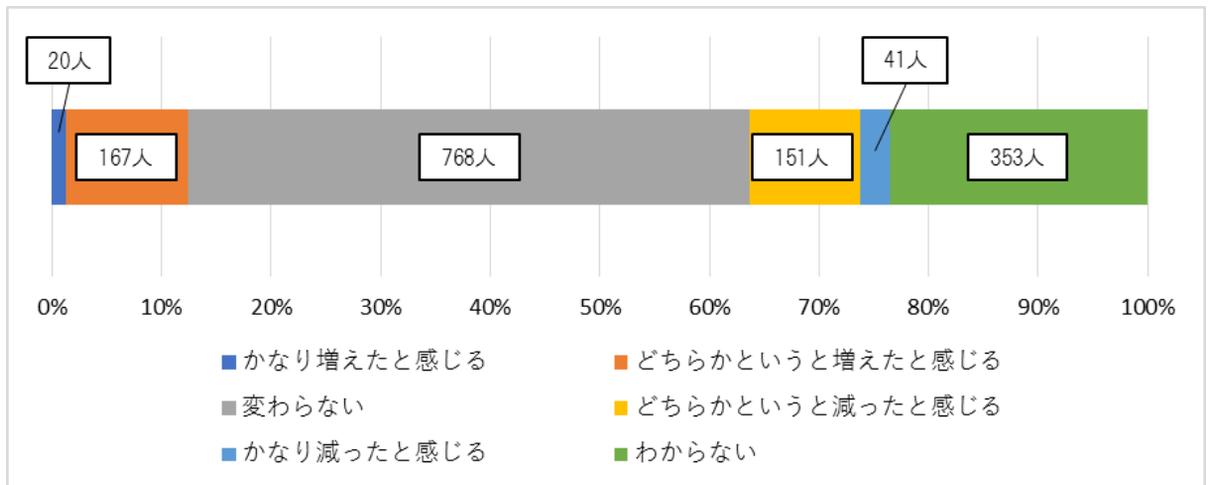


3 川崎市の緑について（かわさき市民アンケート）

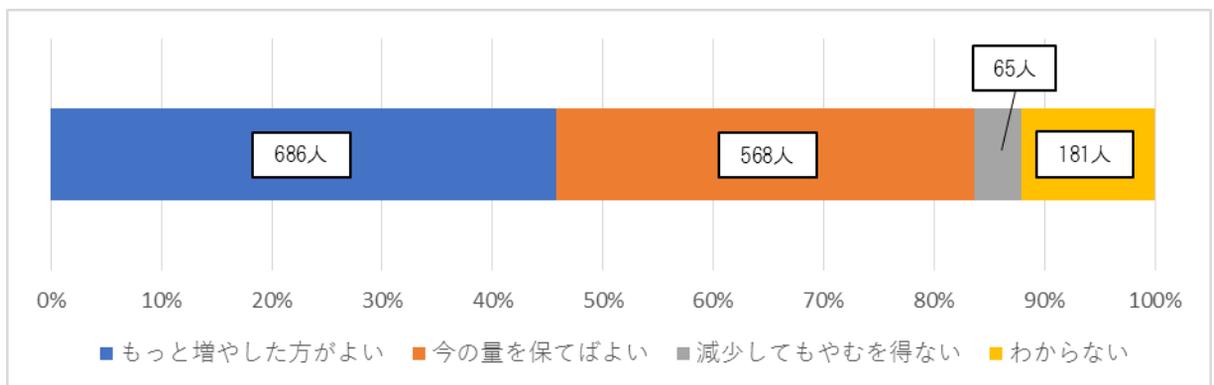
SQ4. 居住区



Q14. あなたは、平成20（2008）年から現在までの川崎市の緑の変化についてどのように感じていますか。[単一選択]

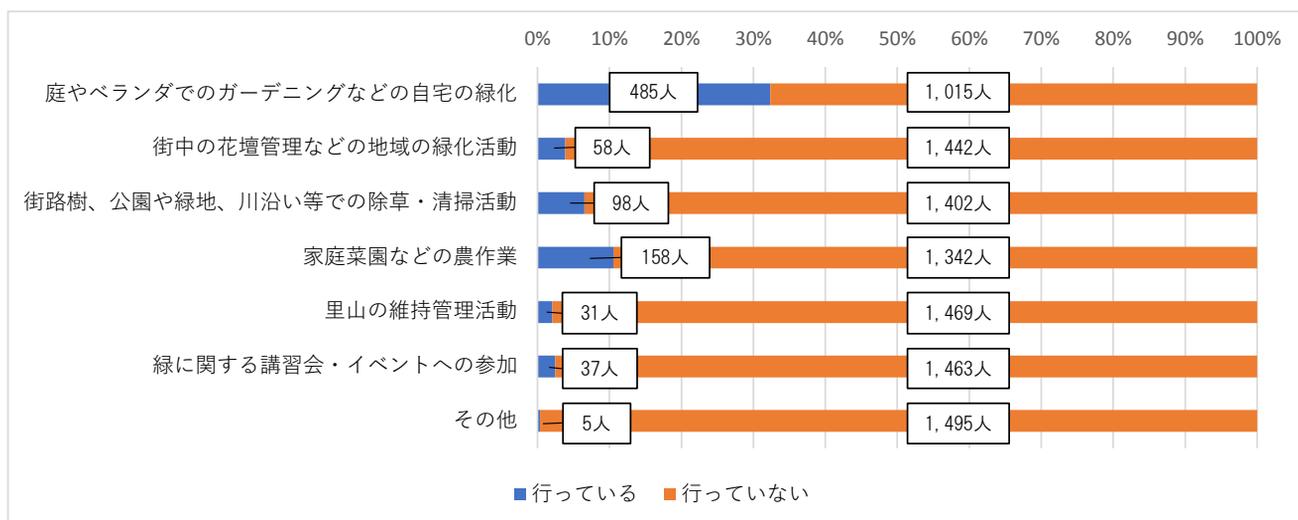


Q15. あなたは、これからの川崎市の緑についてどのように考えますか。[単一選択]

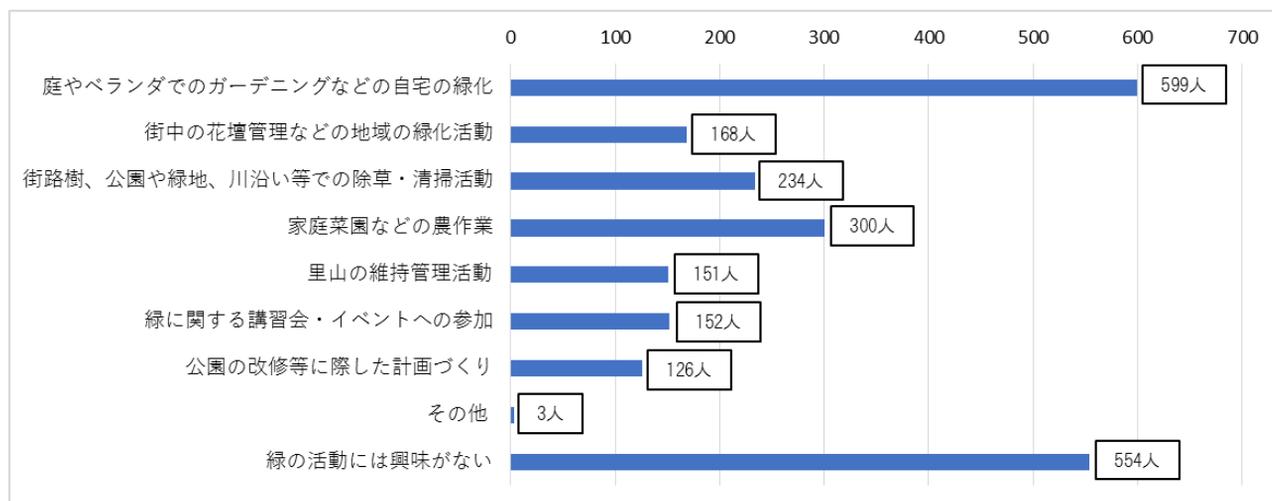


3 川崎市の緑について（かわさき市民アンケート）

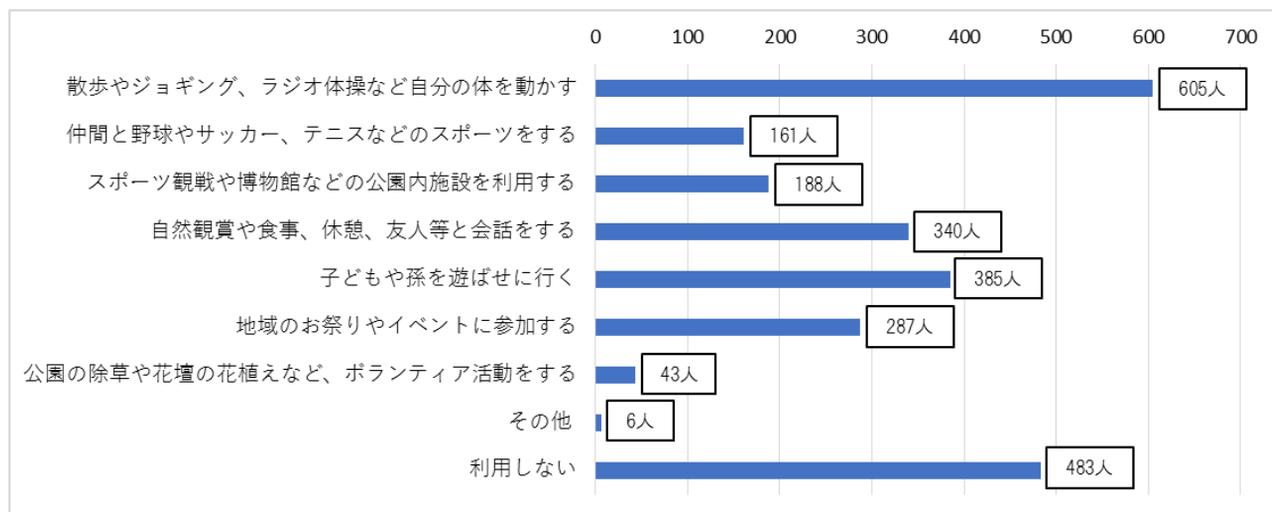
Q16. あなたは、現在、川崎市の緑に関して、次のことをおこなっていますか。



Q17. あなたは、今後、川崎市の緑について、どのようなことに取り組んでみたいですか。してみたいと思う項目をすべて選んでください。[複数回答可]

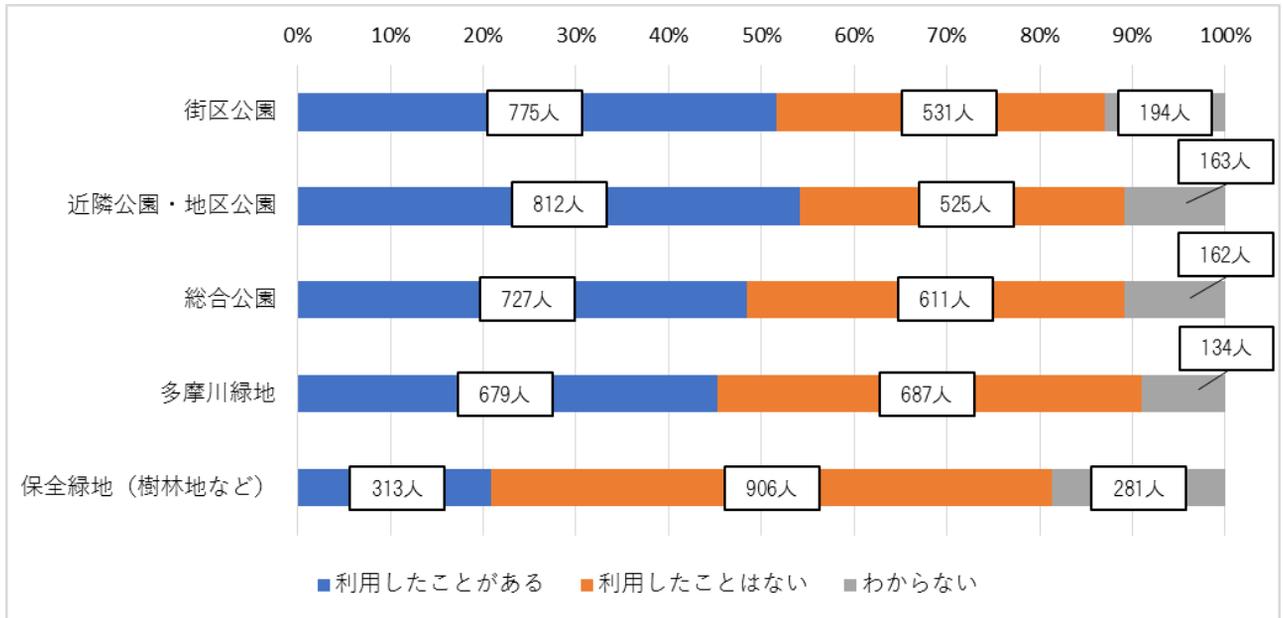


Q18. 川崎市にはさまざまな公園や緑地（以下、「公園緑地」といいます）がありますが、あなたは公園緑地を次のどのような目的で利用したことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。[複数回答可]

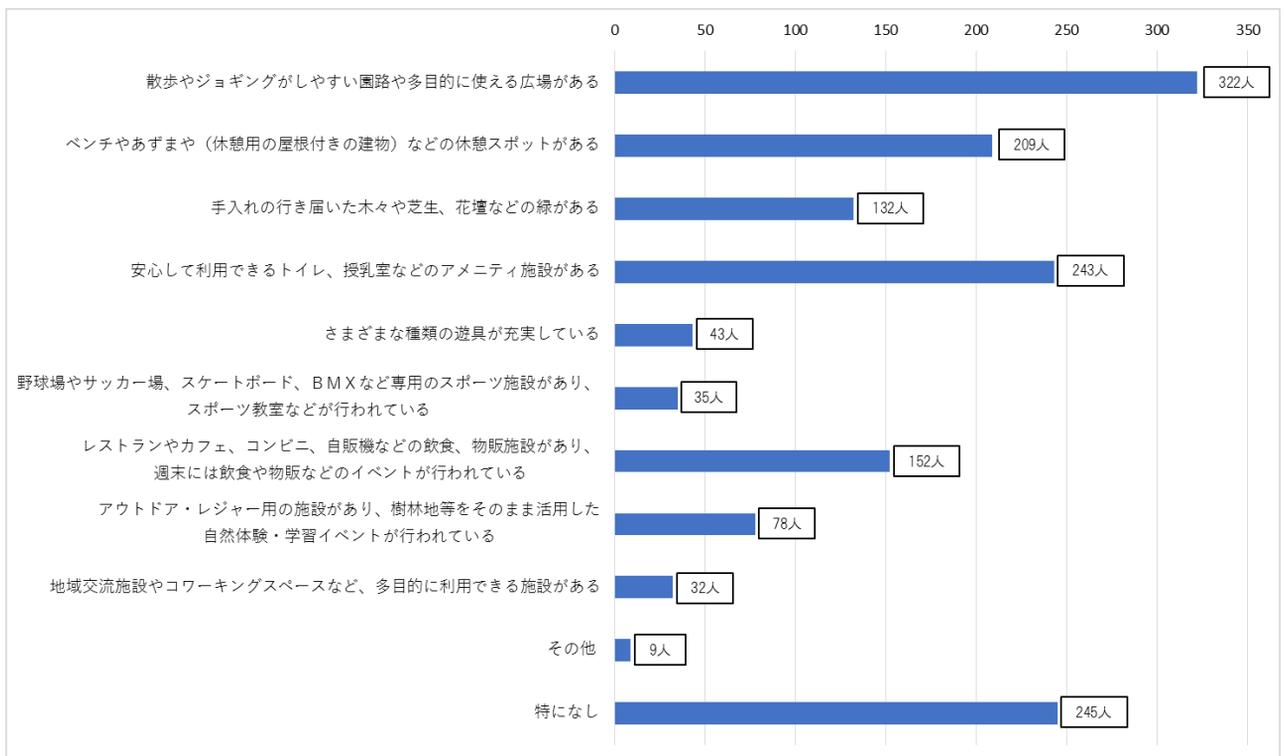


3 川崎市の緑について（かわさき市民アンケート）

Q 19. 川崎市には以下の公園緑地があります。あなたは、それぞれの公園緑地を利用したことがありますか。



Q 20. あなたが、公園緑地に求めるもの（充実してほしいもの）を次の項目の中から1つだけ選んでください。[単一選択]



4 川崎市緑の基本計画・実施計画との対応関係

緑の基本計画・緑の実実施計画		パークマネジメント推進方針	
プロジェクト	実施施策	取組の方向性	
1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の推進	#5	市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大
11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	30 地域コミュニティ形成の推進	#4	様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進
		#7	運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上①
12 活力ある緑のまちプロジェクト	35 公園の柔軟な運営による魅力向上	#1	民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大
		#3	多様な分野の取組と連携した利活用の促進
		#6	包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用
		#7	運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上②
		#8	公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減
13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	36 緑と一体となった地域資源の保全・活用	#9	民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進
		#2	保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

5 策定体制

市内検討会議構成員

	部署	職名
座長	建設緑政局	緑政部長
構成員	総務企画局	都市政策部企画調整課企画調整担当課長
		公共施設総合調整室施設企画担当課長
		行政改革マネジメント推進室民間活用担当課長
	財政局	財政部財政課長
	市民文化局	コミュニティ推進部協働・連携推進課長
	各区役所	道路公園センター管理課長
		道路公園センター整備課協働推進担当課長
	建設緑政局	総務部企画課長
		総務部企画課みどり活用担当課長
		緑政部みどりの企画管理課長【事務局】
		緑政部みどりの協働推進課長
		緑政部みどりの保全整備課長
		緑政部多摩川施策推進課長
		緑政部霊園事務所長
		緑政部夢見ヶ崎動物公園長
生田緑地整備事務所長		
等々力緑地再編整備室担当課長		

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市